

次世代育成支援後期行動計画



平成22年3月
津島市

はじめに

子どもたちの健やかな成長は、社会にとって、次世代を担う大きな原動力として、きわめて大切なことです。

本市では、平成 15 年 7 月に制定された「次世代育成支援対策推進法」を受け、子育て支援施策の充実に向け「津島市次世代育成支援行動計画」（前期計画）を平成 17 年 3 月に策定しました。次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育つ地域社会づくりに取り組んでまいりました。

一方、前期計画期間に、国では「ワーク・ライフ・バランス憲章」や「子どもと家族を応援する日本重点戦略」など、次世代育成支援に関連する取り組みが進められています。また、平成 21 年 9 月には新しい政権が誕生し、子育てを取り巻く環境も変化することが予想されます。

本市におきましても、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを目指してきました。よりよい親子関係を築き、家庭、学校、地域など社会全体での連携を一層密にした取り組みを推進してきましたが、今後は、さらなる次世代育成支援が求められている状況にあります。

前期計画の策定から 5 年が経過したこの度、これまでの施策・事業の評価を行うとともに、これまで以上の充実を図るため、後期計画の策定を行いました。

最後になりましたが、本計画の策定に当たりまして、委員の皆様のご尽力に対し、心より厚く御礼を申し上げます。

平成 22 年 3 月

津島市長 伊藤 文郎

目 次

第1章	計画策定にあたって	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格と計画期間	2
3	基本理念	2
4	施策の基本的な方向性	3
5	計画の策定手順と策定体制づくり	4
	(1) 次世代育成支援対策地域協議会における検討	
	(2) 次世代育成支援施策を推進する横断的庁内組織の設置	
6	市民の意見を反映した計画づくり	5
	(1) ニーズ調査の実施	
	(2) 情報公開と市民からの意見	
7	計画の施策体系	6
第2章	子育てと若者を取り巻く環境	
1	子どもや子どものいる家庭の状況	7
	(1) 出生数の推移	
	(2) 合計特殊出生率の推移	
	(3) 子どもの人口推移と推計	
	(4) 子どものいる世帯の状況	
2	子育て家庭の生活実態	10
	(1) 両親の就労状況	
	(2) 身近なところで子どもを預けられる環境の有無	
	(3) 子育てに関する不安や大変さの有無	
	(4) 子育てサービスに関する利用経験	
3	若者を取り巻く環境	15
	(1) 若者の人口推移と推計	
	(2) 若者の就労状況	
	(3) 市の産業	
4	市の子育て関連施設配置図	17

第3章 施策の目標と内容

I 子どもが健やかに育つ環境づくり	18
1 子育てを支援する生活環境の整備	18
(1) 良好な居住環境の確保	
(2) 安全な道路交通環境の整備	
(3) 安心して外出できる環境の整備	
2 子ども等の安全の確保	20
(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	
(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	
(3) 被害に遭った子どもの保護の推進	
3 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	23
(1) 児童虐待防止対策の充実	
(2) 母子家庭等の自立支援の推進	
(3) 障がい児施策の充実	
II 子育て家庭への支援	27
1 地域における子育ての支援	27
(1) 地域における子育て支援サービスの充実	
(2) 保育サービスの充実	
(3) 子育て支援のネットワークづくり	
(4) 児童の健全育成	
2 職業生活と家庭生活との調和の推進	34
(1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等	
(2) 仕事と子育ての調和の推進	
III 子育てを地域で支える環境づくり	36
1 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	36
(1) 次代の親の育成	
(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	
(3) 家庭や地域の教育力の向上	
(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	
IV 親と子の健康支援	43
1 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進	43
(1) 子どもや母親の健康の確保	
(2) 思春期保健対策の充実	
(3) 小児医療の充実	
資料編	47

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

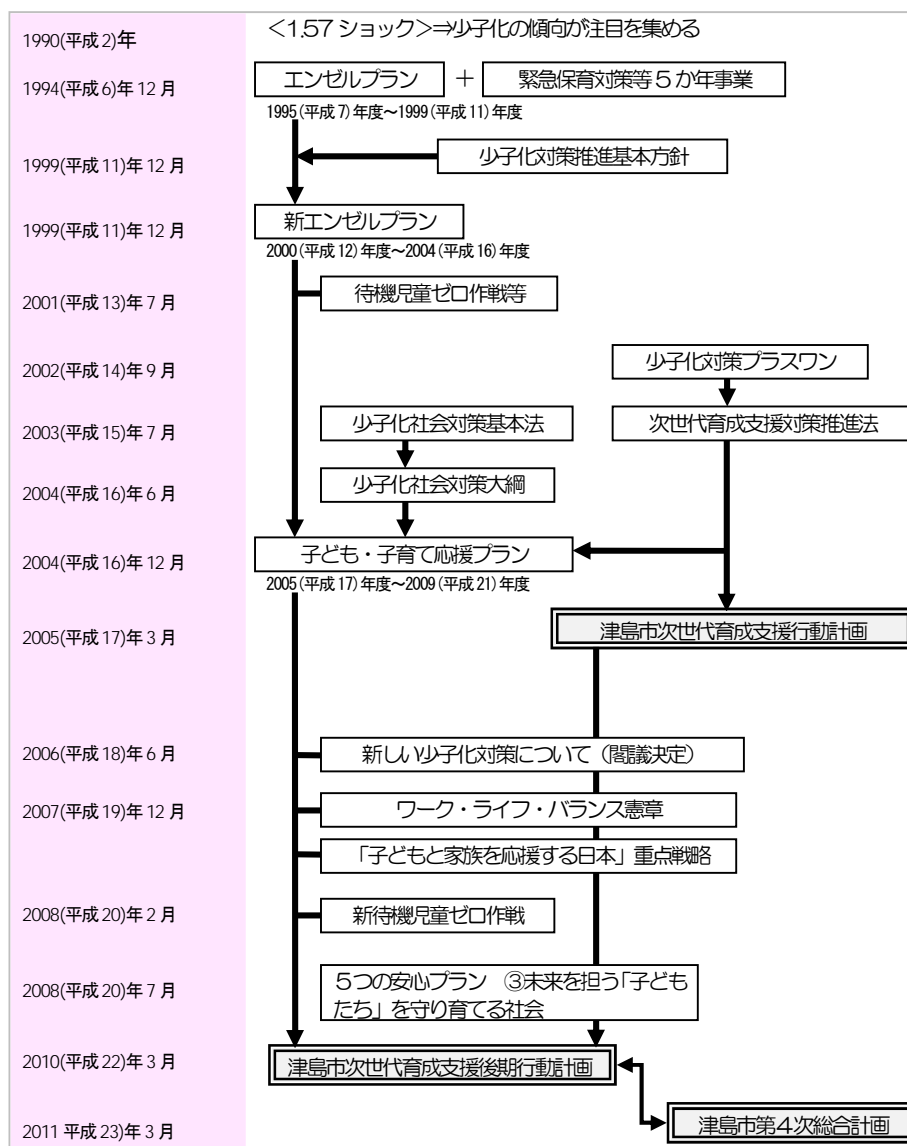
現在、国全体において急速な少子化が進んでおり、女性が一生の間に産む子どもの数の平均を示す合計特殊出生率は、平成19年度に国では1.34、愛知県では1.38となり、津島市においては1.24となっています。

少子化の原因としては、未婚者では結婚の生き方に対する価値観の多様化などによる未婚化・晩婚化が進行し、既婚者では子育てに対する不安や負担感、子育てと仕事の両立の困難さ等により夫婦の子どもの数そのものが減少していることなどが挙げられます。

この流れを変えるために、国では平成15年7月に次世代育成支援対策推進法を制定し、地方公共団体や企業において「行動計画」を策定し、集中的・計画的な取り組みを促進することになりました。

その後も、国では、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）憲章や子どもと家族を応援する日本重点戦略など、さらなる少子化対策が推進されています。

本市では、本計画を策定するにあたり、「安心して子どもを産むことができ、社会全体で子育てを支援し、子どもが健やかに育つまち 津島」を計画の基本理念とし、地域全体で支えあうまちづくりを進めていきます。



2 計画の性格と計画期間

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条に基づき、すべての子育て家庭を対象として、市が今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めたもので、平成15年3月に策定した「津島市子育て支援プラン」を包括しました。

平成17～21年度までを期間とする前期計画では、それまでの本市における取り組みの継続性を保ち、同時に様々な分野の取り組みを総合的・一体的に進めるために、津島市第3次総合計画や関連計画との整合性を図り策定しました。

平成22～26年度を期間とする後期計画では、前期計画期間中に進められた施策・事業の評価・見直しを行うとともに、策定中の津島市第4次総合計画（計画期間平成23年度～平成32年度）等との整合性を図り策定しました。

表1.1 計画期間

平成16年度	平成17～20年度	平成21年度	平成22～25年度	平成26年度
前期計画の策定	前期計画の推進 前期計画の評価	前期計画の推進 後期計画の策定	後期計画の推進 後期計画の評価	計画全体の 最終評価

3 基本理念

本計画は、子どもの健やかな成長にとって最も大切な環境づくりと家庭への支援を重要な視点と位置づけ、安心して産み育てることができる社会の実現に向けて、行政及び地域社会が何をすべきか、それぞれの立場から考えるための基本方針となるものです。そこで、本計画では以下の基本理念を掲げ、その実現に向けた施策を展開していきます。

安心して子どもを産むことができ、社会全体で子育てを支援し、
子どもが健やかに育つまち 津島

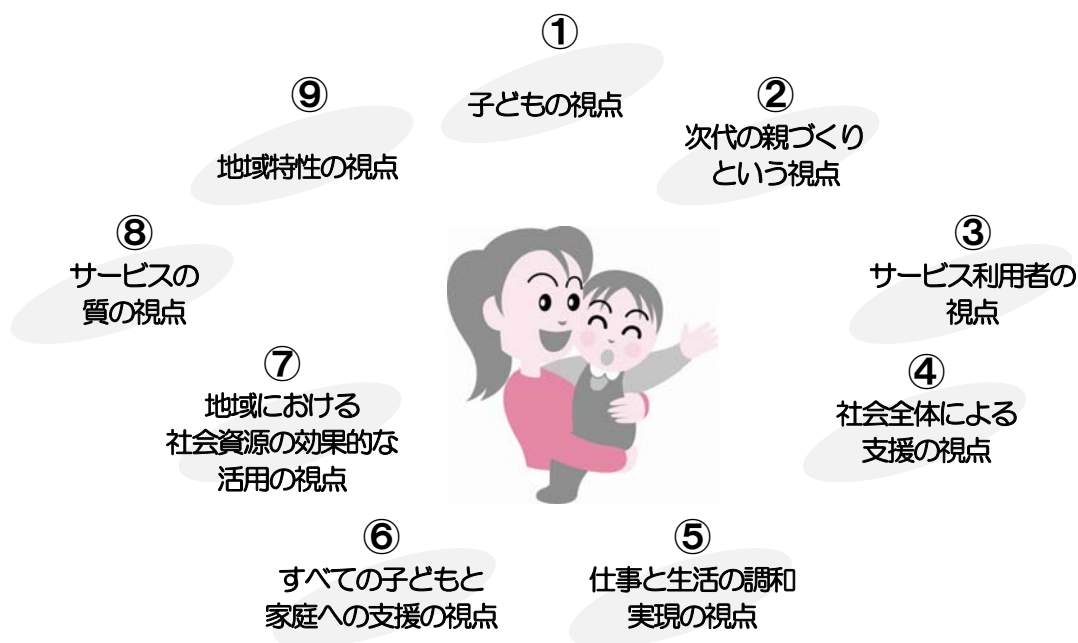
4 施策の基本的な方向性

本市は、国が基本的な考え方を示した「9つの視点」と「少子化対策の7つの基本項目」に準拠しながら、本市に最もふさわしい対策も取り入れた基本理念と施策の基本的な方向性を検討しました。

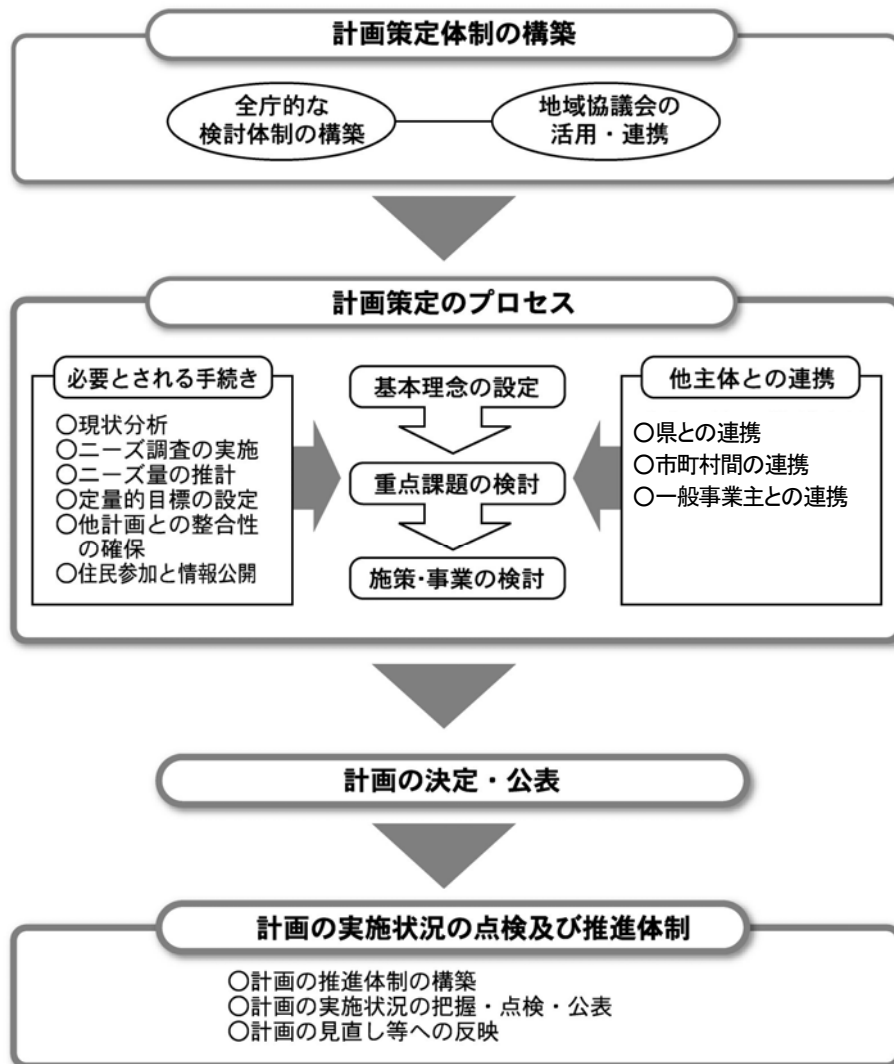
めざすべき社会を実現するためには、子育ての第一義的責任を持つ夫婦等の「家庭の共育力の向上」と、次代の地域社会を担う子どもを地域で育て、子育て家庭を支えていく「地域の協育力の向上」が不可欠であり、このことを家庭と地域が再認識し、自らが主体的に子育てする力を養い、高めていくことが重要であります。このため、家庭と地域が子育てする力を高めていく環境づくりを重点課題として取り組んでいきます。

「共育」とは、家庭において夫婦等が協力して共に子育てすることであり、「協育」とは地域において地域の子どもと子育て家庭を地域市民が支え合い、協力して育てていくことを表わしたものです。すなわち、子どもを育てることは親も地域も子どもと一緒に育っていくという側面もあると考えられます。

計画策定にあたっての基本的な視点



5 計画の策定手順と策定体制づくり



(1) 次世代育成支援対策地域協議会における検討

本計画は、前期計画策定時に設置した「津島市次世代育成支援行動計画策定委員会」を引き継ぎ、その推進状況を見守ってきた「津島市次世代育成支援対策地域協議会」において検討を行い策定しました。

(2) 次世代育成支援施策を推進する横断的庁内組織の設置

子どもや子育て家庭に対する新たなビジョンづくり、次世代育成支援行動計画の進行管理、次世代育成支援を総合的に統括する庁内組織を設置しました。

また、この組織においては、計画策定のためのニーズ調査に基づく課題の検討、子育てに関する既存事業の見直し作業をはじめ新規事業の取り組みなど、次世代育成支援対策の目的に添った関係事業の整理を行いました。

6 市民の意見を反映した計画づくり

計画の策定や見直しにあたっては、市民の意見を反映するために必要な措置として、サービス利用者等に対するニーズ調査の実施や計画素案を市民に情報公開して幅広く意見を収集し、この計画に反映しました。

(1) ニーズ調査の実施

ニーズ調査は、平成15年度及び20年度に、就学前児童や小学校児童をもつ保護者に対して配布・回収によるアンケート調査を下表のとおり実施しました。

調査内容は、国から示された調査事項に基づいて調査しました。この調査結果は報告書としてまとめました。

表1.2 調査票の配布・回収状況

調査年度	調査対象者	配布数	回収数	回収率
平成15年度	就学前児童をもつ保護者	1,020人	578人	56.7%
	小学校児童をもつ保護者	960人	932人	97.1%
平成20年度	就学前児童をもつ保護者	1,000人	532人	53.2%
	小学校児童をもつ保護者	960人	916人	95.4%

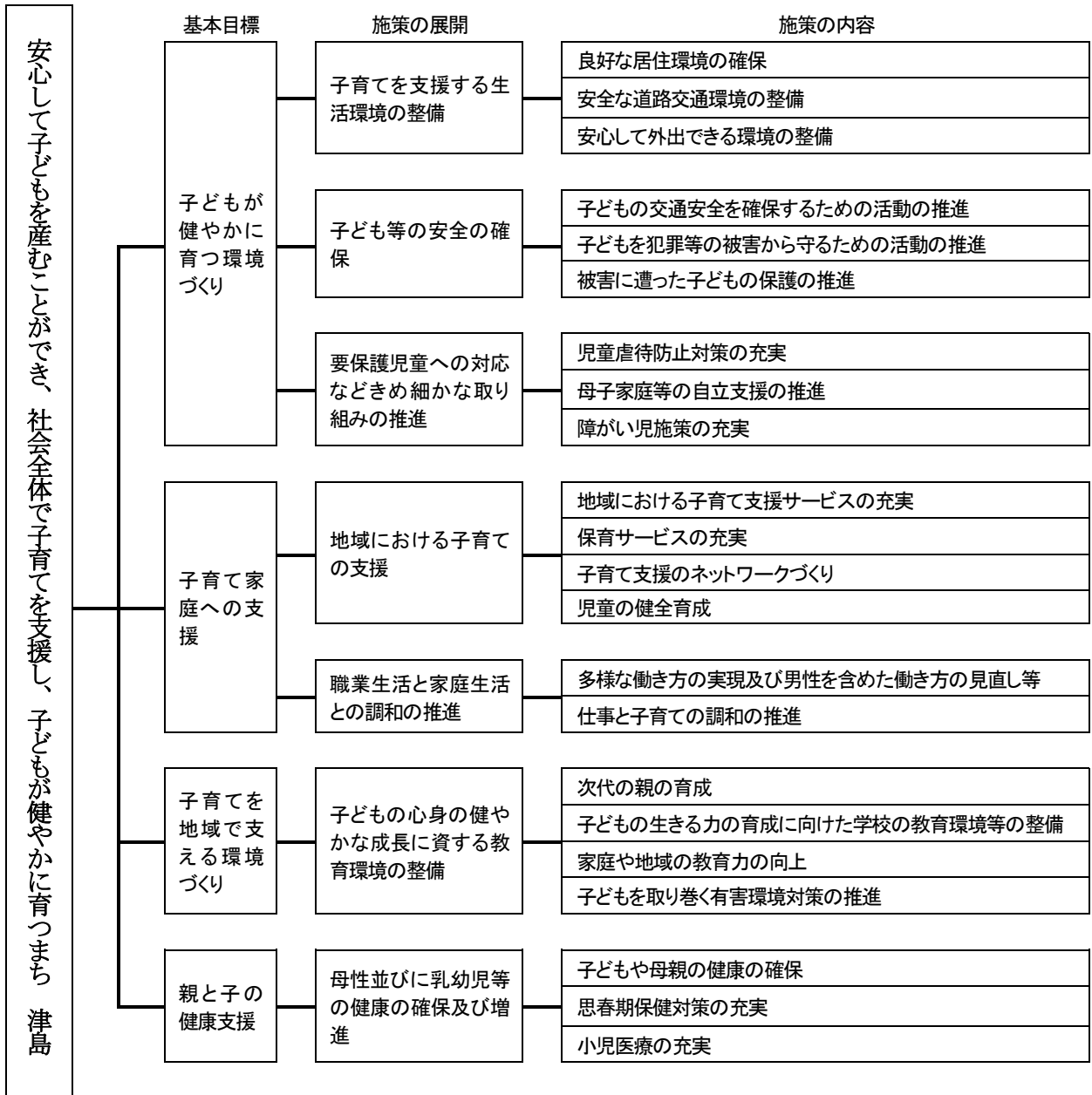
注) 回収数・率は、有効回答の数値です。

(2) 情報公開と市民からの意見

本計画素案の情報公開は、平成22年2月にホームページでの公開や広報紙の掲載、情報コーナーなど市内の公共施設において、計画(案)が閲覧できる場を設けて市民から意見を募集しました。

7 計画の施策体系

本計画に対する施策体系は、次のとおりです。



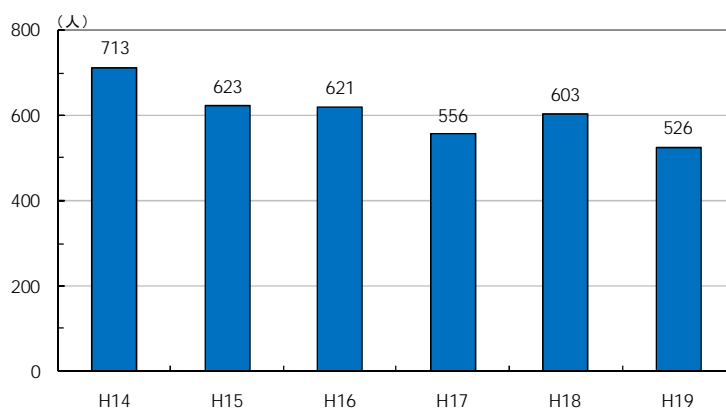
第2章 子育てと若者を取り巻く環境

1 子どもや子どものいる家庭の状況

(1) 出生数の推移

本市の出生数は、おおむね減少傾向にあり、平成19年には526人になっています。

図2.1 出生数の推移

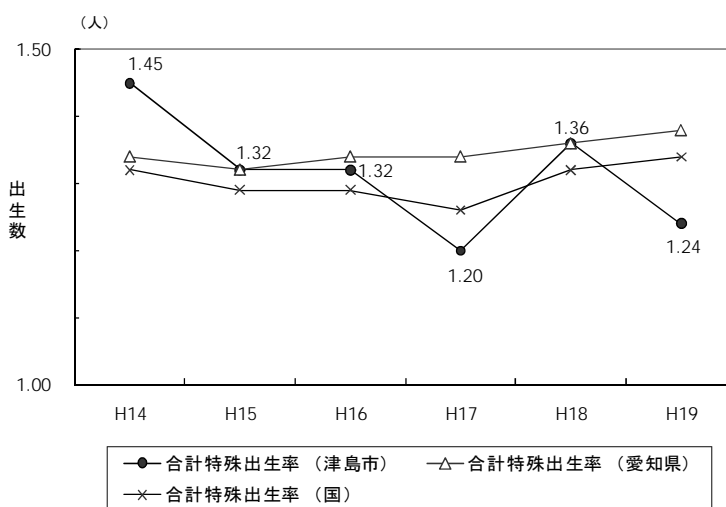


資料：愛知県衛生年報

(2) 合計特殊出生率※の推移

本市の合計特殊出生率は、平成14年以降も増減が激しく、平成19年は1.24で、国及び県の数値を下回っています。

図2.2 合計特殊出生率の推移



資料：愛知県衛生年報

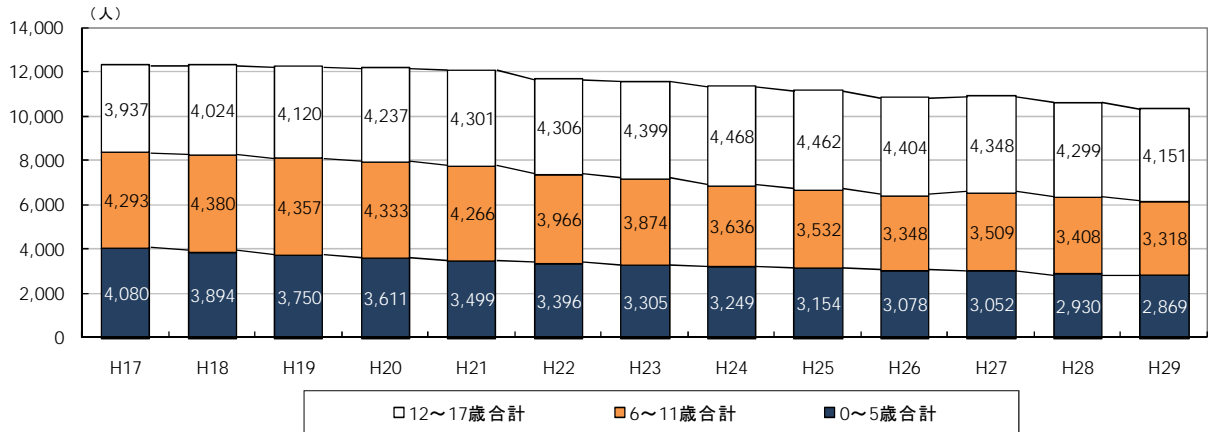
※合計特殊出生率：

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。

(3) 子どもの人口推移と推計

平成17年から平成21年までの人口をもとに今後の0歳から17歳までの人口を推計すると、0～5歳及び6～11歳は一貫して減少し、12～17歳は平成24年を境に増加から減少に転じると推計されます。

図2.3 子どもの人口推移と推計

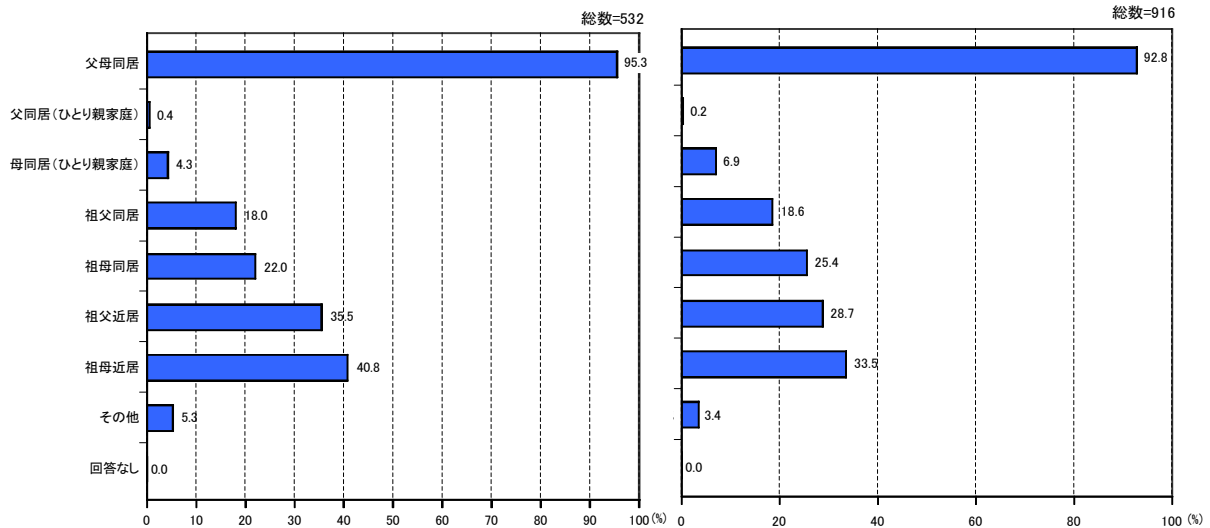


資料：住民基本台帳に基づく推計

(4) 子どものいる世帯の状況

家族の構成は、就学前児童、小学生ともに9割以上が「父母同居」となっており、2割前後が「祖父同居」、「祖母同居」となっています。一方、ひとり親家庭は就学前児童で5%、小学生で7%となっています。

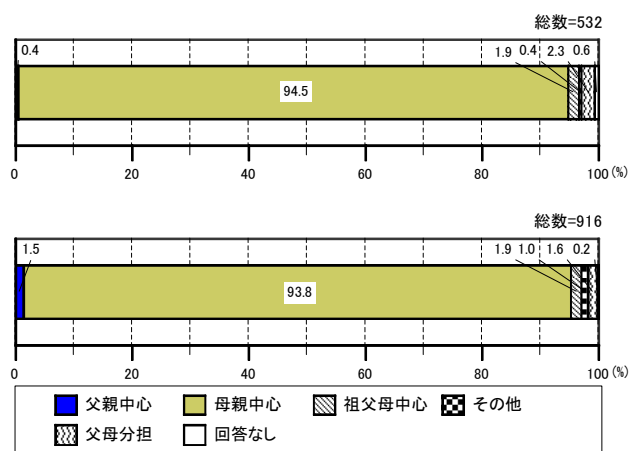
図2.4 家族の構成（左：就学前児童、右：小学生）



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査（平成20年度実施）

子育ての役割分担としては、就学前児童、小学生ともに「母親中心」がほとんどであり、「祖母中心」、「父親中心」はわずかでした。

図2.5 主な保護者（上：就学前児童、下：小学生）



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査（平成20年度実施）

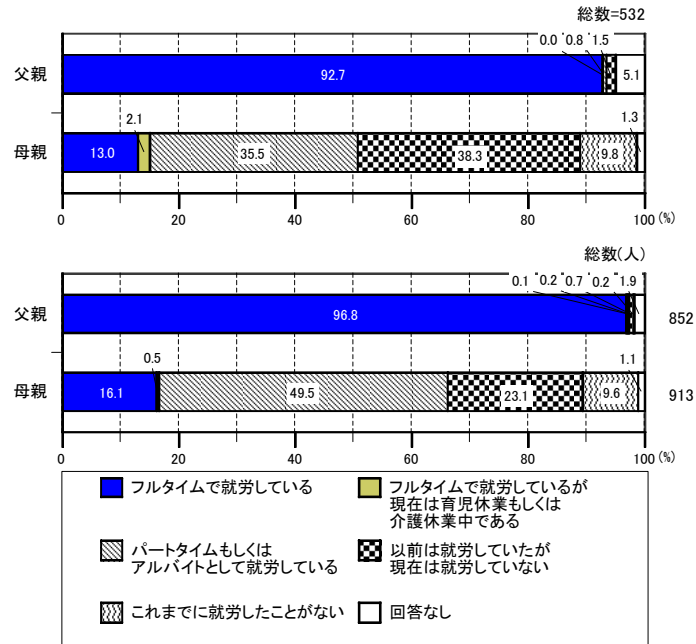


2 子育て家庭の生活実態

(1) 両親の就労状況

両親の就労状況は、「フルタイムで就労している」が父親は9割以上、母親が15%前後となっています。母親について、就学前児童では「以前は就労していたが現在は就労していない」が、小学生では「パートタイムもしくはアルバイトとして就労している」がそれぞれ最も多くなっており、「これまでに就労したことがない」は1割未満となっています。

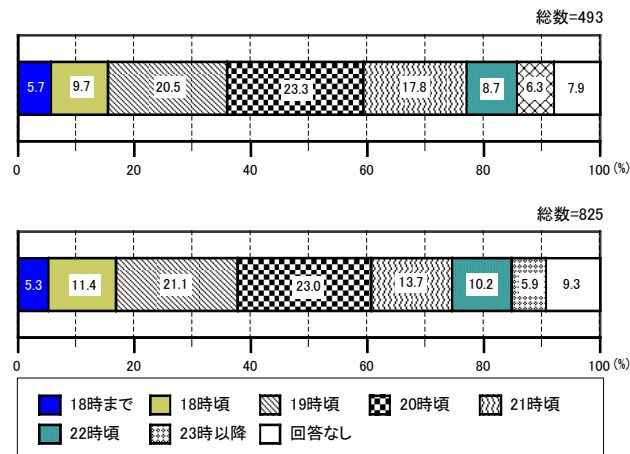
図2.6 両親の就労状況（上：就学前児童、下：小学生）



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査（平成20年度実施）

フルタイムで就労している父親の帰宅時間は、就学前児童、小学生ともに約6割が20時頃までとなっている半面、約3割が21時頃以降となっており、父親との過ごす時間が限られていることがうかがえます。

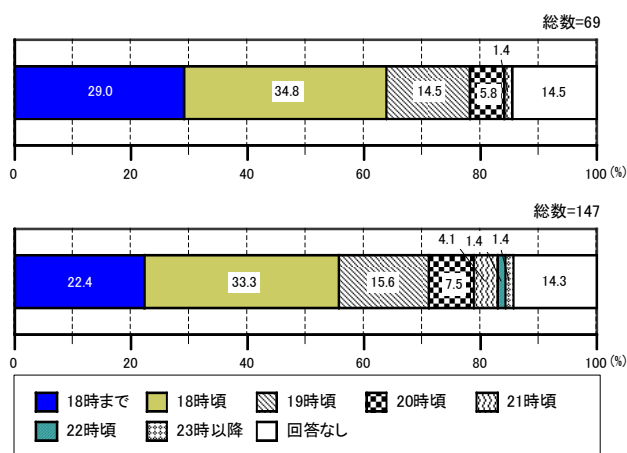
図2.7 フルタイムで就労している父親の平均帰宅時間（上：就学前児童、下：小学生）



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査（平成20年度実施）

フルタイムで就労している母親の帰宅時間は、就学前児童では6割強、小学生では6割弱が18時頃までとなっています。また、小学生では約7%が21時頃以降となっています。

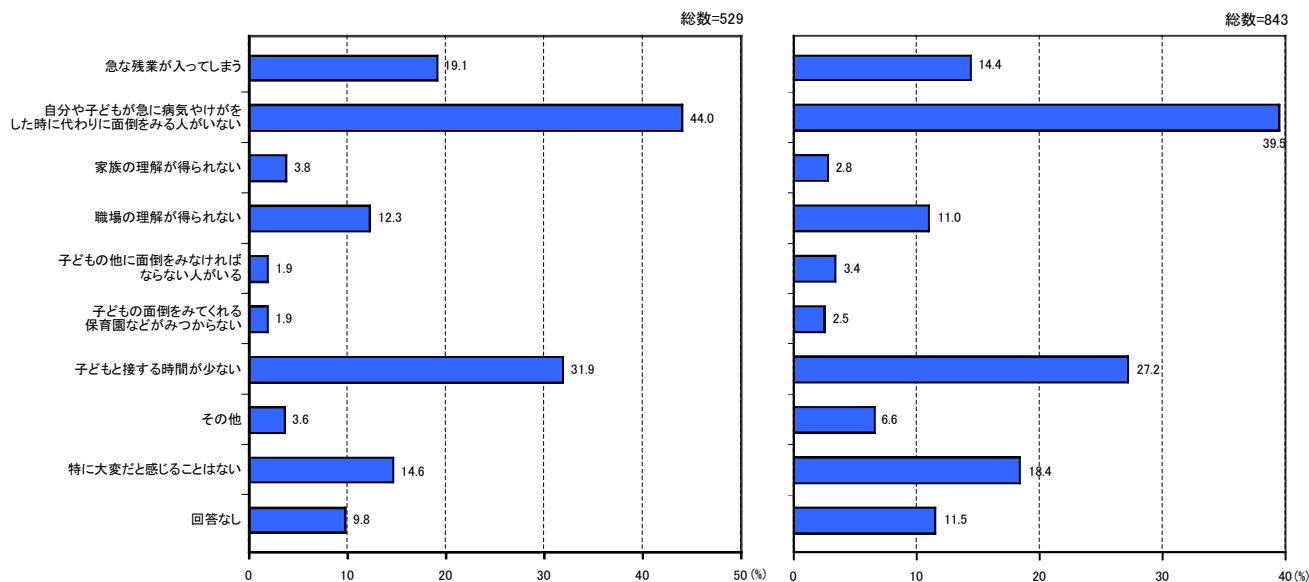
図2.8 フルタイムで就労している母親の平均帰宅時間（上：就学前児童、下：小学生）



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査（平成20年度実施）

仕事と子育てを両立させる上での問題点については、「自分や子どもが急に病気やけがをした時に代わりに面倒をみる人がいない」が4割前後で最も多くなっており、両立のためには「子どもの病気やけがの時などに休暇がとれる制度」や「子どもの行事に参加できる休暇制度」などの制度が求められています。

図2.9 仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じること（左：就学前児童、右：小学生）



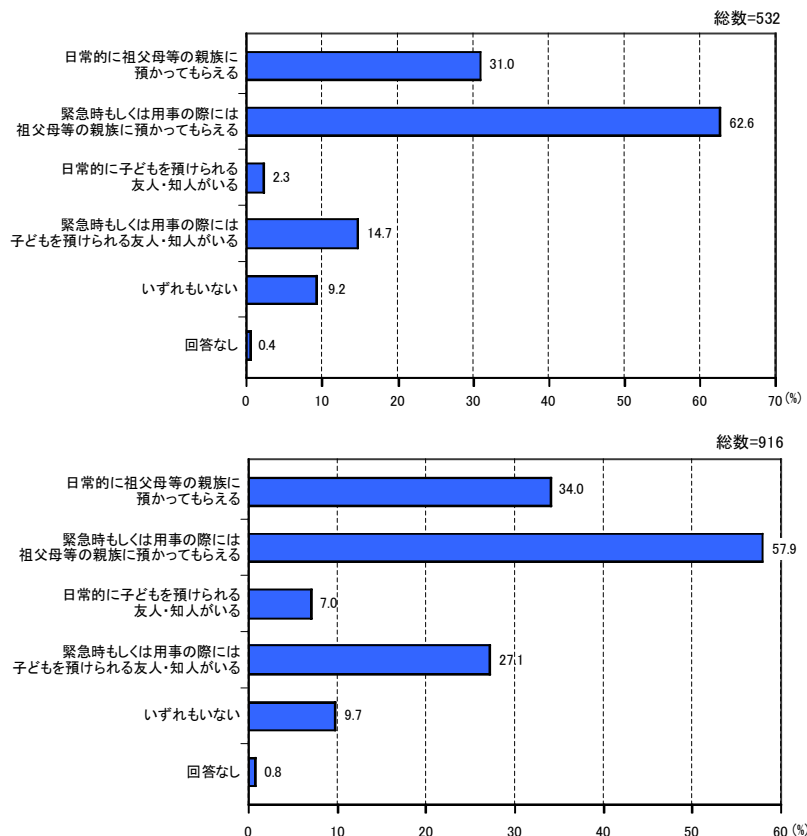
資料：次世代育成支援に関するニーズ調査（平成20年度実施）

(2) 身近なところで子どもを預けられる環境の有無

身近なところで子どもを預けられる人がいるかどうかについて、就学前児童、小学生ともに約3割が「日常的に祖父母等の親族に預かってもらえる」、約6割が「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえる」としており、「緊急時もしくは用事の際には子どもを預けられる友人・知人がいる」という回答も、就学前児童で約15%、小学生で3割弱ありました。

しかし一方で、「いずれもない」状況にある家庭が就学前児童、小学生ともに約1割います。

図2.10 身近なところで子どもを預けられる環境の有無（上：就学前児童、下：小学生）

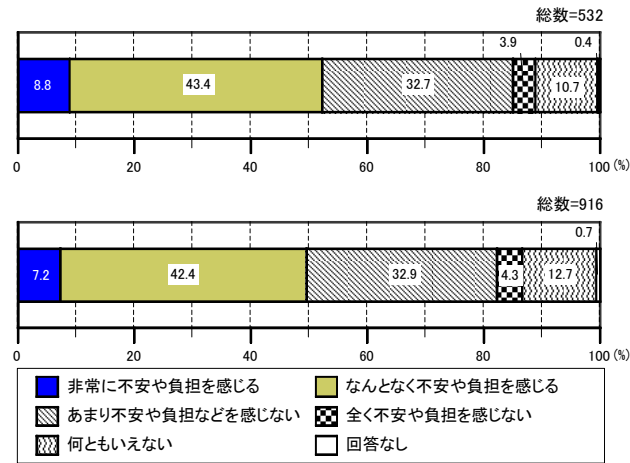


資料：次世代育成支援に関するニーズ調査（平成20年度実施）

(3) 子育てに関する不安や大変さの有無

就学前児童、小学生ともに5割前後が子育てに不安や大変さを感じています。

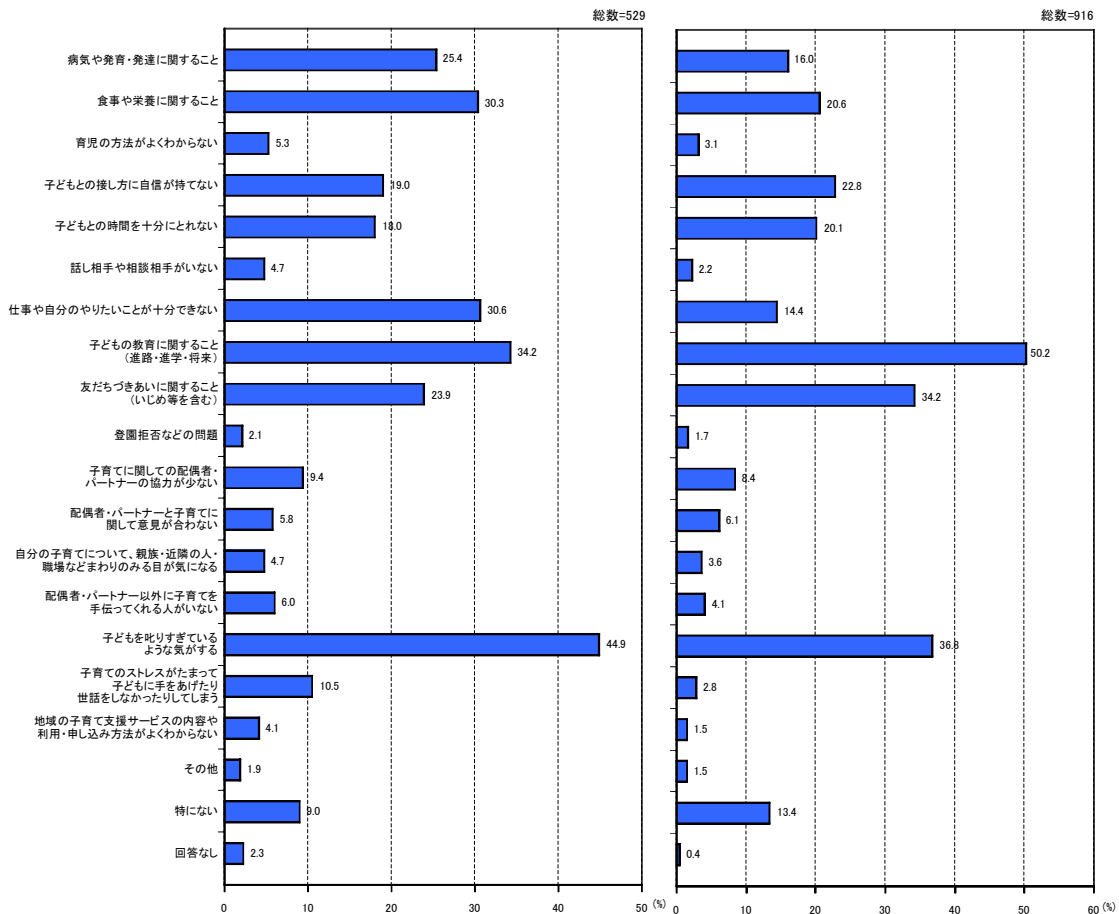
図2.11 子育てに関する不安や大変さの有無（上：就学前児童、下：小学生）



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査（平成20年度実施）

子育てに関する日常的な悩みとして、「子どもを叱りすぎているような気がする」「子どもの教育（進路・進学・将来のこと）に関すること」などが挙げられ、特に就学前児童では「仕事や自分のやりたいことが十分できないこと」や「食事や栄養に関すること」なども多くなっています。

図2.12 子育てに関して日常的に悩んでいること、気になること（左：就学前児童、右：小学生）



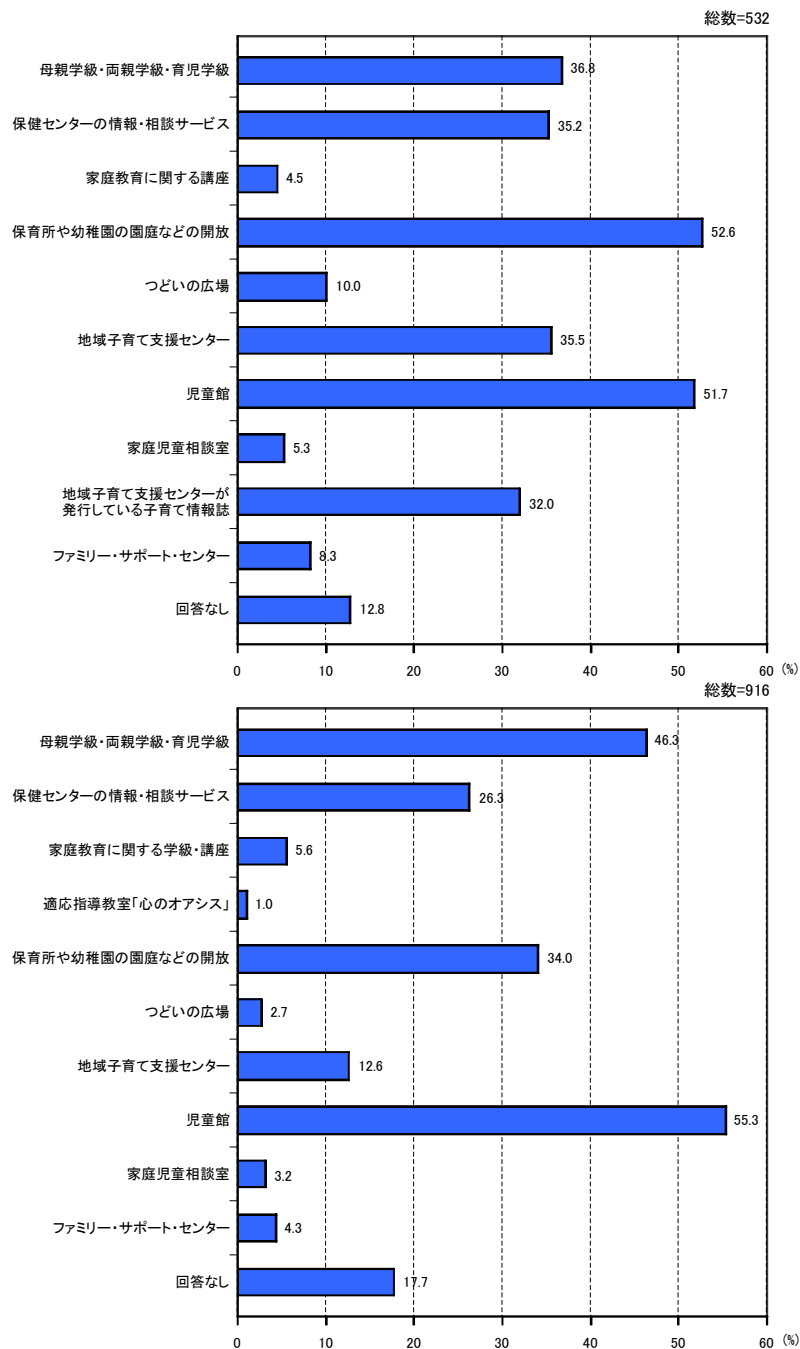
資料：次世代育成支援に関するニーズ調査（平成20年度実施）

(4) 子育てサービスに関する利用経験

就学前児童のサービス利用経験は、「保育所や幼稚園の園庭などの開放」と「児童館」が5割を超え、次いで「母親学級・両親学級・育児学級」「保健センターの情報・相談サービス」「地域子育て支援センター」などがおおむね3割を超えています、「ファミリー・サポート・センター」は1割を下回っています。

一方、小学生では、「児童館」が5割を超え、「母親学級・両親学級・育児学級」続いています。「家庭教育に関する学級・講座」や「ファミリー・サポート・センター」などが相対的に低くなっています。

図2.13 子育てサービスに関する利用経験（上：就学前児童、下：小学生）



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査（平成20年度実施）

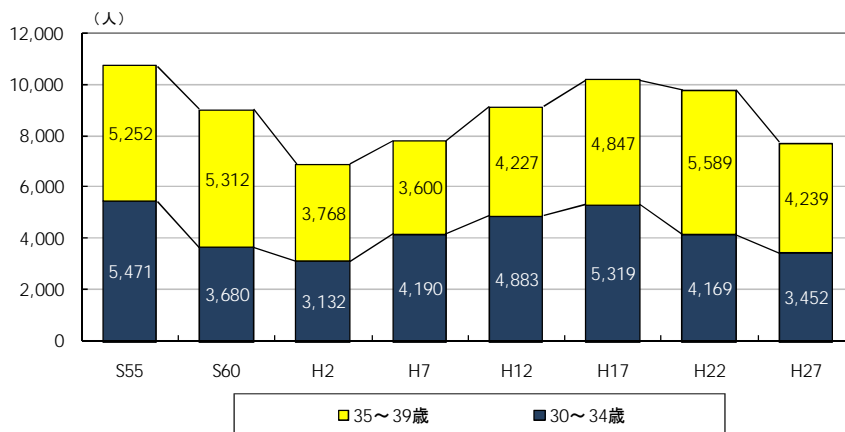
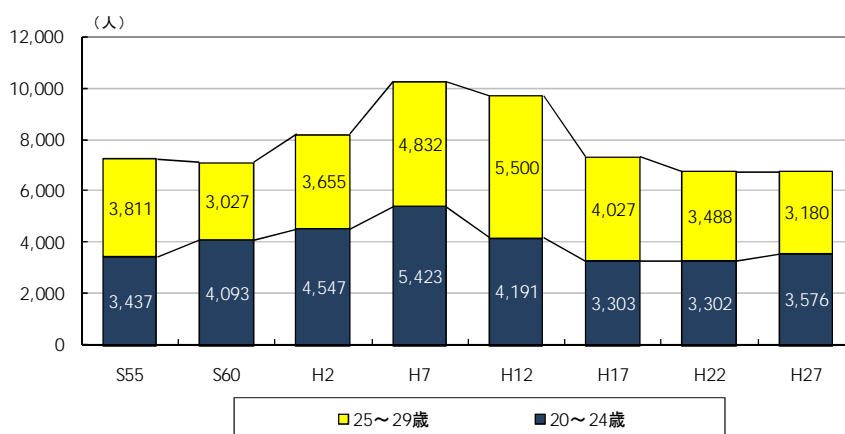
3 若者を取り巻く環境

(1) 若者の人口推移と推計

本市の20歳代の人口推移は、平成7年まで増加傾向にあったものの、その後減少に転じています。今後は、平成22年から27年までの間に20～24歳の人口が増加に転じると推計されます。

一方、30歳代の人口推移は、平成2年まで減少していたものの、その後平成17年までは増加に転じています。今後は、平成22年以降に減少することが推計され、特に30歳代後半の減少が顕著にみられます。

図2.14 20歳代の人口推移と推計



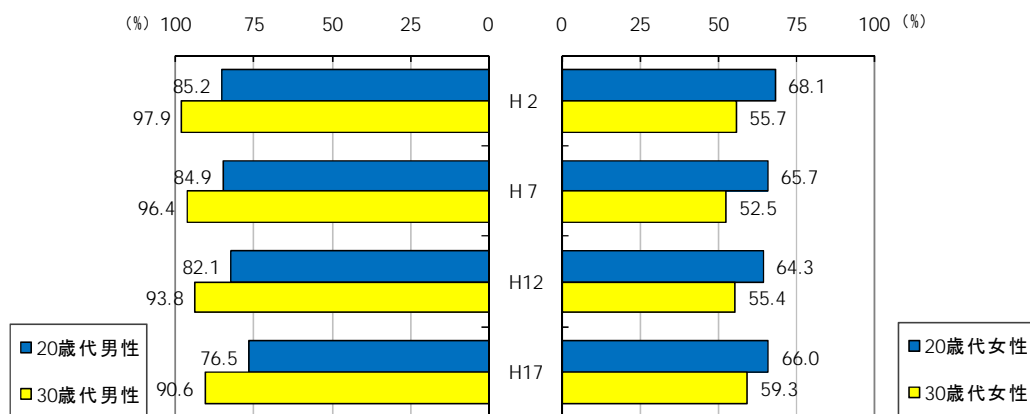
※国勢調査人口及び住民基本台帳、外国人登録人口に基づく推計

(2) 若者の就労状況

20・30歳代男性の就労率は、平成2年以降一貫して減少しています。

一方、女性について、20歳代の就労率はほぼ横ばいとなっており、30歳代女性の就労率は平成7年を境にやや増加しています。

図2.15 若者の就労率の状況

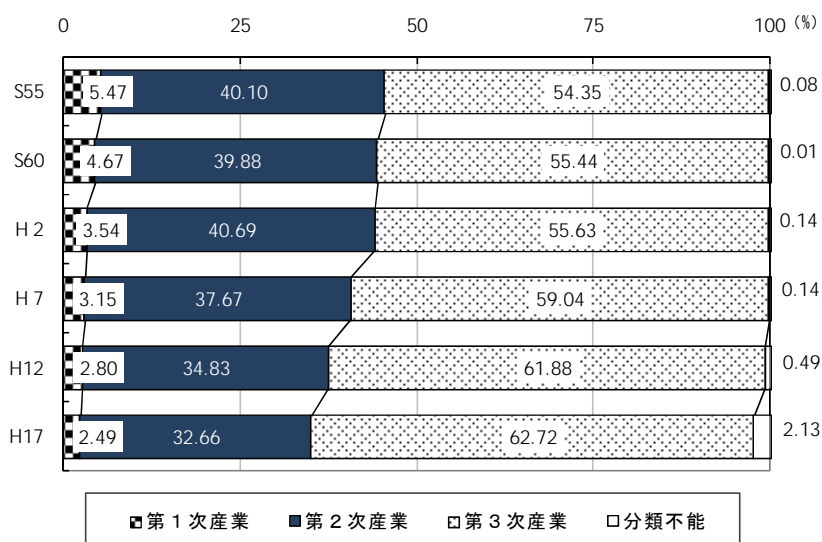


資料：国勢調査

(3) 市の産業

本市の産業は、小売店、飲食店、サービス業などの第3次産業が多く、年々増加傾向にあります。続く製造業や建設業などの第2次産業は減少傾向にあり、農林漁業の第1次産業は非常に少なくなっています。

図2.16 市の産業



資料：国勢調査

4 市の子育て関連施設配置図

本市の子育て関連施設は、学校が小学校8校、中学校4校、高等学校4校となっており、保育所（園）は11園が各小学校区に1か所以上設置されています。幼稚園は西部を中心に6園設置されています。

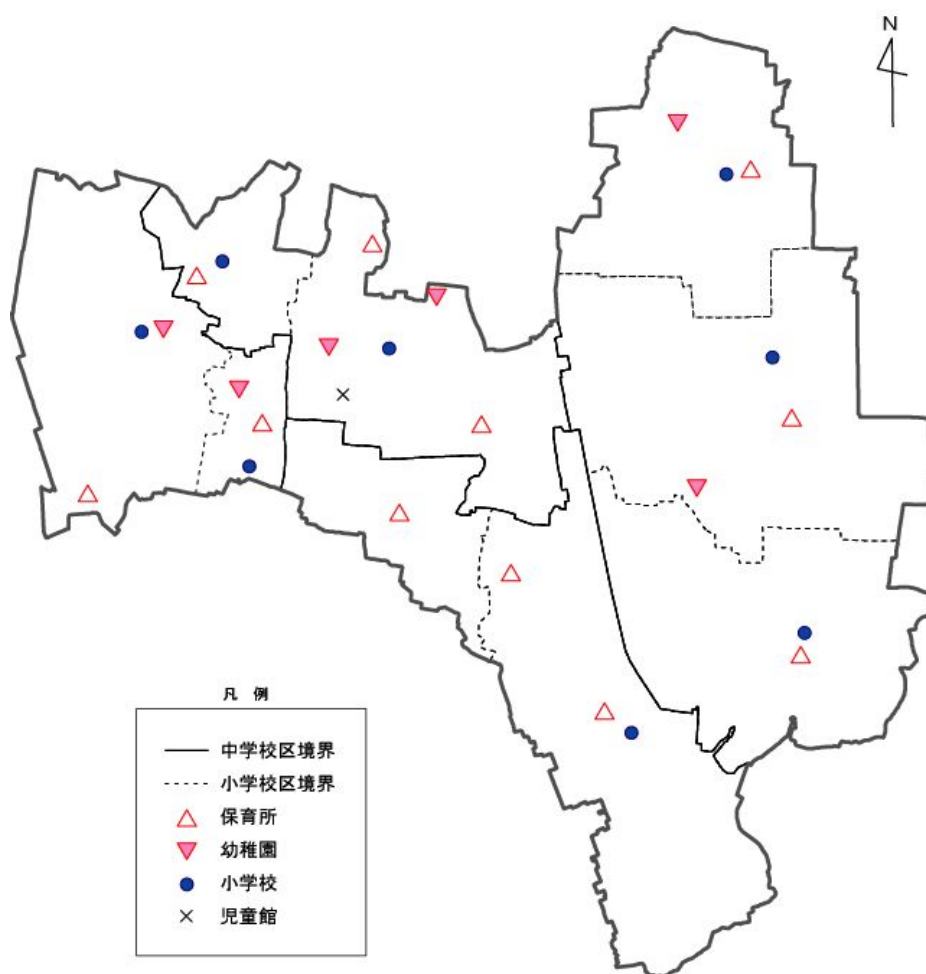


表2.1 子どもの人数等と関連する施設（平成21年4月）

総人口	就学前児童	小学生	中学生	高校生
66,970人	3,499人	4,266人	2,227人	2,074人
名称	設置数	名称	設置数	
保育所（園）	11園	小学校	8校	
幼稚園	6園	中学校	4校	
児童デイサービス*事業所	3か所	高等学校	4校	
児童館	1か所	放課後児童クラブ	8か所	
子育て支援センター	1施設	スポーツ関連施設	4か所	
どんぐり広場	11か所	図書館	1か所	
ちびっこ広場	1か所	都市公園	12か所	
児童遊園	8か所	赤い羽根児童遊園	8か所	
		小児童遊園	32か所	

※児童デイサービス：

障がい児に対して肢体不自由児施設に通って、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うもの。

第3章 施策の目標と内容

I 子どもが健やかに育つ環境づくり

1 子育てを支援する生活環境の整備

<現状と課題>

子育て世帯にとって、広くゆとりある住宅の確保は、子育てにおいてもゆとりを持つことができ、子育てにおける重要な要素の一つといえます。

子育て中の世帯では住居の狭さを不安や悩みとして抱えているところがあり、子育て世帯がゆとりある住宅を確保していく必要があります。

市内の環境については、子どもや子ども連れ、妊産婦など全ての人が安心して外出できるよう、道路環境、公園、公共交通機関、公的建築物等において、段差の解消やスロープの設置といったバリアフリーのまちづくりを推進していくことが必要です。

また、アンケートにおいては、「トイレが子どもの利用や親子での利用に配慮されていないこと」、「緑や広い歩道が少ないなど、まちなみにゆとりやうるおいがない」、「歩道の段差などがベビーカーや自転車の通行の妨げになっている」といった意見が多く寄せられていることから、これらに対する対応が必要になります。

<方針>

子育て家庭が求める子育て支援として、子どもの遊び場の確保や道路、交通機関、公共施設におけるバリアフリー化があげられており、障がい者や高齢者だけでなく全ての人に配慮したユニバーサルデザインの考え方のもと、子どもや子育て家庭が生活し、遊びなど様々な活動をしやすい環境づくりを一層推進していきます。

また、家庭と学校、地域、関係機関が一体となって、交通事故をはじめ、子どもが関わる事件や犯罪を未然に防止するとともに、犯罪にあわないようなまちづくりを推進します。



＜施策の方向性＞

（1）良好な居住環境の確保

公共賃貸住宅においては、ゆとりある住宅とするように建替計画時に反映させていきます。

① 市営住宅再生整備事業（建築課）

地域における住宅のあり方を総合的に検討し、老朽化した市営住宅の統廃合を図り、一定規模の住宅を整備することにより、多様な世帯・年齢等の居住者のバランスが取れた良好なコミュニティ形成を図ります。

② 公園の維持管理（都市計画課）

市内の公園が安全で快適な遊び場になるよう、市民の意見を参考にしつつ適切な維持管理に努めます。

（2）安全な道路交通環境の整備

子ども、子ども連れの親等が安全・安心に通行することができる道路交通環境を整備するため、次の取り組みを推進します。

① 道路の維持修繕（土木課）

歩行者の安全確保のため、道路の維持修繕に努めます。

② 道路改良事業（土木課）

通行の安全確保のため、歩車道分離の道路整備を行うとともに、周辺環境に調和した歩道整備等を推進します。

（3）安心して外出できる環境の整備

親子が安心して外出できるようなまちづくりを進めるため、道路、公園、公共建築物等のバリアフリー化を推進します。また、犯罪被害防止の観点から、通学路における防犯灯の設置等、環境整備を併せて推進します。

① 公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化（都市計画課・建築課）

妊産婦、乳幼児連れの者等すべての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関等において、段差の解消等のバリアフリー化を推進します。また、公共施設や駅前広場などの不特定多数の方が利用される空間では、新築や改築等の際にはユニバーサルデザイン*を導入します。

② 子育て世帯にやさしいトイレ等の整備（建築課・産業振興課）

公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置などの子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備を推進します。

③ 防犯施設の整備（防災安全課）

安全で安心できるまちにするため、町内会の防犯灯設置の際の補助事業を、支援していきます。

※ユニバーサルデザイン：

高齢者や障がい者だけでなく、すべての人にとって利用可能な製品や建物、空間をデザイン（構想、計画、設計）していこうという考え方。

2 子ども等の安全の確保

<現状と課題>

保護者からは、「暗い通りなどが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配」という声が寄せられているほか、全国的にも子どもが被害者となる不審者や連れ去り事件などが増加していることから、登下校時や遊びに行く時など外出時に関する不安が高まっています。

これらを解決するためには、交通安全施設の整備なども大きな課題となりますが、子ども自身や親、地域住民にも交通安全や身の安全を守るための知識を啓発していくことが不可欠です。

<方針>

近年、全国的に子どもを狙った犯罪が多発しており、親に不安が広がっていることから、行政、学校、家庭、地域がそれぞれ連携して防犯体制に取り組み、子どもを守る体制を整備します。

また、現代の車社会では、子どもは交通弱者であるため、危険な状況に置かれるケースが少なくありません。子どもを交通事故から守るためには、保育所（園）や学校、関係機関等と連携した子どもへの交通安全教育による子ども自身の安全確保だけでなく子どもが交通事故に巻き込まれやすい原因や、地域で発生した交通事故の要因などを分析し、効果的な交通事故防止策を推進します。



＜施策の方向性＞

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、警察署、保育所（園）、学校、関係団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが必要です。

① 交通安全教育の推進（防災安全課）

子ども及び子育て中の親などを対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を実施します。

ア 交通安全教育の促進

保育所（園）・幼稚園・小学校・中学校等での道路の横断や正しい自転車の乗り方などを実践する交通安全教室を実施します。

イ 交通安全広報活動の推進

地域や関係機関・団体が連携した街頭キャンペーン等の実施や広報紙を配布します。

② チャイルドシートの正しい使用の徹底（防災安全課）

装着率が高まりつつあるチャイルドシートについて、正しい使用の徹底を図るため、普及啓発活動を保育所（園）・幼稚園の交通安全教室の中で積極的に展開します。

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、市民の自主防犯活動の促進を目的として犯罪等に関する情報の提供を推進するとともに、関係機関・団体との情報交換を実施します。さらに、学校付近や通学路等においてPTA等の学校関係者や防犯ボランティア等の関係機関・団体と連携したパトロール活動を推進します。

子ども自身については、犯罪の被害に遭わないようにするための防犯講習を実施するとともに、犯罪等に遭ったときの緊急避難場所である「子ども110番の家」等の防犯ボランティア活動を支援します。

① 地域安全広報活動の推進（防災安全課）

地域や関係機関・団体が連携した街頭キャンペーン等の実施や広報紙を配布するとともに、ホームページによる犯罪情報を随時発信します。

② パトロール活動の推進（防災安全課）

地域や関係機関・団体が連携したパトロール活動を実施します。

目標（値）

項目	平成16年	平成21年	目標（値） 平成26年
パトロール活動の推進	年10回	年17回	増加

平成21年は平成20年度の値です。

③ 防犯教育の促進（防災安全課）

子どもが犯罪に巻き込まれないよう、市内の保育所（園）、幼稚園、小学校等で防犯教室を実施します。

目標（値）

項目	平成16年	平成21年	目標（値） 平成26年
防犯教育の促進	年3回	年6回	増加

平成21年は平成20年度の値です。

④ 子ども緊急通報装置の整備（防災安全課）

小学校に入学する新1年生に対する防犯ブザー配布事業を、支援しています。

⑤ 「子ども110番の家」の充実（防災安全課・学校教育課）

子どもたちを犯罪や危険から守るための「子ども110番の家」について、さらなる拡充を図るとともに、未整備場所における設置に対する理解・啓発を進めます。

(3) 被害に遭った子どもの保護の推進

犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を実施します。

① スクールカウンセラー（学校教育課）

市内全中学校と小学校2校に配置しているスクールカウンセラーによる相談事業の推進を図ります。

目標（値）

項目	平成16年	平成21年	目標（値） 平成26年
スクールカウンセラー	県より中学校3校に1名ずつ配置	県より全中学校に1名ずつ及び小学校1校に1名配置	時間数の拡大

② 学校での相談体制の充実（学校教育課）

担任教員による教育相談や年間を通じた教育相談機関による相談などを行います。また、担任教員のみでは解決が難しい事案については、スクールカウンセラーと連携を図ります。

目標（値）

項目	平成16年	平成21年	目標（値） 平成26年
学校での相談体制の充実	中学校1校に1名配置	スクールカウンセラーに移行	スクールカウンセラーの充実

3 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

<現状と課題>

児童虐待の背景には、核家族化や都市化の進行に伴う家族や地域の養育機能の変化があるといわれていますが、その中で養育者の社会的孤立感や育児不安などに起因する児童虐待が増加しています。

児童虐待は閉ざされた家庭内で起こるため発見がしにくく、養育者が認識に乏しかったり、偏ったしつけ観をもっていたりして起きることが多く、その対応が非常に困難となっています。そのため、虐待の発生子防から、早期発見、保護・支援、家族の養育機能の再生・強化まで、子どもに関する各機関や地域住民が連携を取り、一体となって取り組むことが必要となっています。

また、離婚等による母子家庭等が増加しているなかで、それぞれの家庭の抱えるニーズも多様化しており、子育て、教育、生活、就労等幅広く総合的に自立支援を推進していくことが必要です。

障がいを持つ子どもについては、平成10年に策定された「津島市障害者福祉計画・障害福祉計画」に基づいて各種施策によって子育てを支援してきました。現在は、障がいの種類（身体障がい・知的障がい・精神障がい）にかかわらず、共通の制度により福祉サービスや公費負担医療を提供する「障害者自立支援法」に基づいて障がい者福祉を進めています。

このため、障がいを持つ子どもに対する施策の展開は、「津島市障害者福祉計画・障害福祉計画」の見直しの中で検討しています。

<方針>

近年、児童虐待が増加し、深刻な社会的問題となっています。虐待は子どもに対する重大な権利侵害であり、その防止に向けて社会全体で取り組みます。

また、母子家庭等ひとり親家庭が増加傾向にあり、家庭の持つ問題も複雑となっていますので、きめ細かな自立に向けた施策を進めます。

さらに、障がいを持つ子どもがいる家庭についても、障がいの種類や程度、家庭の状況などを踏まえた総合的な支援を行います。

＜施策の方向性＞

（１）児童虐待防止対策の充実

虐待の背景は複雑多岐にわたっていることから、発生子防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を講ずるとともに、児童相談センター、民生・児童委員や福祉、医療、保健、教育、警察等の関係機関によるネットワークを推進します。

特に虐待防止ネットワークは、関係行政機関のみならず、NPOやボランティア団体等も含めた幅広い参加と、単なる情報連絡の場にとどまらず、個々のケースの解決につながるよう積極的に取り組んでいきます。

① 児童虐待防止対策の充実（児童課・健康推進課・学校教育課）

津島市要保護児童対策地域協議会の構成メンバーを拡充して定期的を開催するとともに、関係機関との連携を密にし、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。

② 相談体制、ネットワーク強化（児童課・健康推進課・学校教育課）

相談員に臨床心理士を加えるなど、子どもに関する各相談体制を充実させるとともに、サポートチーム会議を開催し、各相談機関と情報の共有、役割分担を確認しつつ、在宅支援の充実を図ります。

③ 家庭訪問による早期発見（児童課・健康推進課・学校教育課）

平成18年度から「育児支援家庭訪問事業」、平成20年度から「こんにちは赤ちゃん事業」を実施し、子育てに不安や孤立感を抱える家庭や虐待の恐れやリスクを抱える家族等に対して、職員と主任児童委員等による育児支援や子育て支援の情報提供を実施しています。

今後も、関係機関と連携しつつ、支援を必要とする家庭の把握及び虐待の早期発見に努めるとともに、虐待を発見した場合は、児童課で情報を集約し、適切に対応していきます。

④ 虐待を防ぐための各種知識の普及啓発（児童課・健康推進課・学校教育課）

児童虐待に対する理解を促し、早期発見・早期対応を図るため、広報等により各種知識の普及・啓発を行うとともに、関係機関・関係者を対象とした研修会を充実します。

（２）母子家庭等の自立支援の推進

離婚の増加等により母子家庭等が増加している中で、母子家庭等の児童の健全な育成を図るためには、母子及び寡婦福祉法等を踏まえて、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、子育てや生活・就労等経済的支援について、地域の母子家庭等の現状を把握しつつ、総合的な対策を適切に実施します。

母子家庭等に対する相談体制の充実や施策・取り組みについての情報提供を行います。

① 遺児手当の支給（児童課）

「遺児手当支給条例」に基づいて、18歳以下（18歳到達の年度の末日まで）の児童を監護・養育している父または母あるいは養育している方に手当を支給します。

② 児童扶養手当の支給（児童課）

「児童扶養手当法」に基づいて、18歳以下（18歳到達の年度の末日まで）の児童（一定の障がいがあるときは20歳未満）を監護・養育している母又は養育している人に手当を支給します。

③ 母子家庭等医療費支給事業（保険年金課）

母子家庭等の父母及び児童の健康保持増進を図るための医療費の助成について、今後も継続して実施します。

④ 母子家庭等日常生活支援事業（児童課）

母子家庭等に家庭生活支援員を派遣して家事援助等を行う制度ですが、利用には制限等があるため、十分に説明するよう留意しつつ、事業を継続します。

⑤ 母子家庭自立支援給付金事業（児童課）

母子家庭等の自立を促すため、各種講座を受講したり養成機関で修業したりする場合などに給付金を支給してします。

⑥ 相談・援助体制の充実（児童課）

母子家庭等の自立を促進し、総合的な母子家庭等対策を推進するため、母子自立支援員を配置し、民生児童委員等関係機関と連携しつつ、継続して実施します。

(3) 障がい児施策の充実

障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進します。また、障がいを持つ児童の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取り組みを推進します。

児童デイサービス事業は、サービスを通じて保護者に対する育児相談を推進するなど家族への支援も併せて行います。また、放課後・休日を利用して、日常生活の向上、生活の質の向上を図るための支援を行います。

さらに、学習障害（LD）※、注意欠陥／多動性障害（ADHD）※※、高機能自閉症※※※等教育及び療育に特別のニーズのある子どもについて、適切な教育的支援を行います。

① 障がい児保育事業の推進（児童課）

保育所（園）の受け入れ体制を改善しながら、市内全園で障がい児保育事業を実施します。

※学習障害（LD）：

学習障害(Learning Disorders)とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの。

※※注意欠陥/多動性障害(ADHD)：

注意欠陥/多動性障害 AD/HD: (Attention Deficit / Hyperactivity Disorder) は多動性、不注意、衝動性を症状の特徴とする発達障害もしくは行動障害。

※※※高機能自閉症：

3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないもの。

② 特別児童扶養手当の支給（児童課）

重度・中度の障がいを持つ児童（20歳未満）の家庭への手当支給について、今後も継続して実施します。

③ 障がい者医療費支給事業（保険年金課）

障がいを持つ児童の福祉増進を図るための医療費の助成について、今後も継続して実施します。

④ 特別支援教育就学奨励費補助事業（学校教育課）

特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、給食費・学用品費等の補助を国の基準に基づいて実施しています。今後も継続して実施します。

⑤ 相談体制の充実（福祉課・児童課・健康推進課）

医療や療育などの支援を推進するため、保健師・家庭児童相談員等、専門スタッフによる家庭相談事業など相談体制の充実を図ります。また、障害者自立支援法に基づく障がいを持つ児童への福祉サービスについて、関係課窓口が連携をとり、相談に応じるようにします。

⑥ 妊婦及び乳幼児健康診査（健康推進課）

乳幼児の身体発達および精神発達において、適切な時期に健康診査を行うことを一層奨励して、疾病や異常の早期発見に努め、適切な指導を行うなど、支援体制の充実を図ります。

⑦ 児童デイサービス事業（児童課・福祉課）

障がいを持つ児童とその保護者に対し、通園による集団療育の場を提供するとともに、介護や療育が必要な子どもとその家族に対して、各種の総合的な支援サービスの充実を図ります。

II 子育て家庭への支援

1 地域における子育ての支援

<現状と課題>

現在の子育ては、育児に係る経済的負担増や核家族化の進行、地域との関係の希薄化などに伴い、子育てにおける保護者の負担は増加しており、育児疲れやストレスの蓄積による弊害が懸念されています。

アンケート調査においても、子育てに関する不安や負担について「非常に感じる」、「なんとなく感じる」が4割強から5割で前回調査（平成15年度）よりも少し低くなっていますが、不安に思っていることや悩んでいることについては「子育てにより出費がかさむ」、「自分の自由な時間が持てない」が依然として多くみられます。

このような要因を減少させるには、地域による子育て支援の充実が必要不可欠であり、保護者は安心して子育てするために地域で必要な取り組みとして「保育所（園）・幼稚園・小学校などが、地域の子どもの自主的な活動を育成・支援する」、「子どもにいろいろな活動の指導をしてくれるようなボランティアを育成する」、「保育所（園）・幼稚園・小学校・親が、交通安全や非行防止のための活動をする」、「地域の親が育児について気軽に情報交換や相談できる場をつくる」を希望しています。

市民からの具体的な意見としては、保育所（園）、幼稚園の環境整備や保育サービスに係る費用負担の軽減などが挙げられています。

<方針>

すべての子育て家庭における負担を軽減して、快適に育児にいそしむことができるように、多様な福祉サービスを充実するとともに、地域ぐるみで子育てを行う機能の再生を図りながら、地域と連携して子育て支援を充実します。

また、幼児の子育て期の家庭が交流し支え合うことができるように、情報提供や集いの場などを提供し、児童が健やかに成長することができるような場づくりを行います。このため、地域や、福祉、教育などの関係機関が連携するとともに、ボランティアなどの人材を育成しながら、子育て期の家庭に対する支援を充実します。



＜施策の方向性＞

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

専業主婦家庭や母子家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援を行うために、身近な地域において住民とともに様々な子育て支援サービスの充実を図ることが必要です。

支援を進めるに際しては、地域で比較的時間の余裕がある高齢者や、子育てを終えた親など多様な世代の参画を得るなど、世代間交流を図りながら、幼児の一時預かりや児童の放課後などの支援を充実します。また、学校や保育所（園）などで、地域との交流や、親子での遊びの場の提供を推進します。

目標事業量 設定事業	平成16年度 実施状況	平成21年度 実施状況	ニーズ調査結果 (推計値)	平成26年度 目標事業量
ファミリー・サポート・センター事業	1ヶ所	1ヶ所	—	1ヶ所
地域子育て支援拠点事業	1ヶ所	1ヶ所	—	2ヶ所
放課後児童健全育成事業	6ヶ所 349人	8ヶ所 424人	478人	8ヶ所 560人

① ファミリー・サポート・センター事業（児童課）

育児の援助を受けたい人(依頼会員)と行いたい人(援助会員)が会員になり、互いに援助しあったり、子育てを終えてから援助する側になることを目指した会員組織の事業です。依頼会員は、市内在住又は通勤・通学で0歳児(生後43日以降)から小学校6年生までの子どもを持つ人が対象となります。

援助会員は、市内在住で20歳以上の健康で子育てに関心を持っている人が対象となり、資格、経験、性別は問いませんが、男性会員が少ないため、その確保を図ります。また、育児援助をお願いしたり、自分でも援助したいという人は両方会員となることができます。依頼会員が援助をファミリー・サポート・センターに依頼すると、センターから援助会員に活動を依頼します。実際の活動や報酬の支払いは会員同士で直接行います。

目標(値)

項目	平成16年	平成21年	目標(値) 平成26年
会員数	会員数198名 (H16年7月現在)	会員数735人 (H21年4月1日現在)	会員数1,000名 (H27年3月まで)

② 地域子育て支援拠点事業（児童課）

子育て支援センターにおいては、他の福祉施策との連携を一層強化して、子育て家庭が遊びを通して交流し、育児について気軽に相談できる場としての事業内容の充実を図ります。

③ 放課後児童健全育成事業（児童課）

放課後児童クラブの設置については前期目標の6ヶ所を上回り、8ヶ所の設置により、全小学校区に1ヶ所ずつ設置しました。

今後は、クラブの適切な運営に努めながら、放課後子ども教室との連携や保護者の就労時間を考慮した開設時間、障がい児の受け入れなどを視野に入れ、事業の充実を図ってまいります。

④ 老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、交流の促進事業（児童課）

子どもと異年齢世代交流を図る学習機会の提供など、各保育所（園）及び学校において、次のような地域ニーズに応じた取り組みを充実していきます。

- 保育所（園）を卒園した子ども達を保育所（園）に招き、社会性を養う観点から入園児との交流を図る事業。
- 保育所（園）において、各種の子育てと仕事の両立を支援する事業の情報提供を行うとともに、必要に応じて講習会などを行う事業。
- 中高生が保育所（園）での子ども達とのふれあいを通して小さい子を思いやる心を育み、育児体験を通して命の大切さや小さな子どもを愛しいという気持ちを引き出し、将来の子育ての予備知識を得るための体験交流事業。
- 子育て家庭を対象として、保育所（園）での保育体験の研修を通して、子育てのノウハウを身につけるとともに、研修者の育児相談にも応じ、今後の育児に関する悩みの解消に努めます。

目標（値）

項 目	平成 16 年	平成 21 年	目標（値） 平成 26 年
地域交流事業	7園	9園	11園

⑤ 園開放（児童課）

子どもの遊び場・親の子育ての情報交換・友だちづくりの場として保育所（園）の園庭・園舎を開放します。



(2) 保育サービスの充実

保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考え、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえて、広く市民が利用しやすい延長保育、一時預かり、休日保育等の多様な保育サービスを提供します。このため、保育サービスの提供体制を充実します。

また、保育サービスに関する積極的な情報提供を行いサービス利用者が選択しやすくするとともに、質の向上を図ります。

目標事業量 設定事業	平成16年度 実施状況	平成21年度 実施状況	ニーズ調査結果 (推計値)	平成26年度 目標事業量
通常保育事業	11ヶ所 1,235人	11ヶ所 1,087人	1,341人	11ヶ所 1,205人
延長保育事業	7ヶ所	8ヶ所	228人	11ヶ所 220人
夜間保育事業	0ヶ所 0人	0ヶ所 0人	0人	0ヶ所 0人
トワイライトステイ事業※	0ヶ所 0人	0ヶ所 0人	0人	0ヶ所 0人
一時預かり事業	2ヶ所	4ヶ所	5,880日	4ヶ所 5,880日
病児・病後児保育事業	0ヶ所 0人	0ヶ所 0人	7,696日	1ヶ所 520日
休日保育事業	0ヶ所 0人	0ヶ所 0人	237人	1ヶ所 20人
特定保育事業※※	0ヶ所 0人	0ヶ所 0人	—	0ヶ所 0人
ショートステイ事業※※※	2ヶ所 0人	2ヶ所 0人	0人	2ヶ所

① 延長保育事業（児童課）

平日（月曜日から金曜日まで）の保育時間について、午前7時から午後7時まで実施する保育を全ての園で実施します。

② 一時預かり事業（児童課）

公立・民間保育所4園で実施している一時的に保育するサービスを継続して、保護者の断続的・短時間就労等の支援や、疾病、冠婚葬祭、育児等に伴う心理的・肉体的負担を軽減します。また、ファミリー・サポート・センターの利用状況を踏まえて、時間延長も検討します。

※トワイライトステイ事業：

保護者の仕事の都合等により帰宅が恒常的に夜間にわたるため、児童に対する生活指導や家事の面などで困難が生じている場合に、その児童を児童養護施設に通所させ、生活指導、夕食の提供等を行うことにより、児童の福祉の向上を図る事業。

※※特定保育事業：

児童の保護者及び同居する18歳以上65歳未満の親族その他の方のいずれもが、概ね1日6時間未満かつ1週4日以上で、1か月当たり概ね64時間以上の日時について児童を保育することができないと認められる場合に、保育所で預かりをする事業。

※※※ショートステイ事業：

保護者が疾病、疲労その他の身体上や精神上の理由や出産・冠婚葬祭などの理由により、家庭で子を養育することができない場合の緊急措置として、一時的に子を児童養護施設にて預かる事業。

③ 病児・病後児保育事業（児童課）

医療機関と提携して、ファミリー・サポート・センターでの派遣型の病後児預かりから実施し、施設型の病児・病後児保育も視野に入れ検討します。

④ 休日保育事業（児童課）

ニーズが高まっている休日保育事業について、実施保育所（園）を選定しサービスの提供体制を整え実施します。

⑤ 子育て支援短期利用事業（児童課）

緊急の用事等で一時的に保育ができない保護者に対する一時的な養育について、2施設への委託により継続するとともに、サービスの周知を図ります。

⑥ 保育料の一部免除（児童課）

大幅な収入減などがある保護者に対する保育料の一部免除を他市の状況を調査し、検討していきます。

⑦ 幼稚園の預かり保育（学校教育課）

市内5私立幼稚園で実施している保育時間延長を継続するとともに、保護者ニーズに応じた内容の充実を促します。

⑧ 保育サービス情報の一元化（児童課）

パンフレットやホームページ等により、保育サービスに関する情報を一元化し、内容の充実と分かりやすい情報提供を図ります。

(3) 子育て支援のネットワークづくり

幼児期を中心とした子育て家庭に対しては、地域における子育て家庭の仲間づくりや、サービス提供のネットワークを充実するために、きめ細かな子育て情報提供や集いの場づくりなどを進めます。

このため、各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、子育てマップや子育て支援ガイドブックの作成・配布等による情報提供を充実するとともに、地域住民が子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育てを担うように啓発します。

① 子育て支援センターのホームページでの情報提供（児童課）

子育て支援センターの事業内容・サークルについての情報提供を充実して、行政・地域・家庭の連携を図ります。

② 子育て支援事業の情報共有化（児童課）

子育て支援施策の情報を一元化するとともに内容を充実して、子育てマップや子育て支援ガイドブックを作成・配布します。

③ 子育て情報誌の発行（児童課）

育児に関する身近な情報を情報誌として、子育て支援センターで年5回発行している「すくすく」の内容を充実します。

④ 子育てサークル育成事業（児童課）

各地域で子育てサークルの数を増やし、その育成を支援していきます。サークルが活動しやすい環境を提供するとともに、親の主体性が高まるように意識を高めます。

目標（値）

項 目	平成 16 年	平成 21 年	目標（値） 平成 26 年
サークル数・会員数	11 サークル 会員数 230 名	19 サークル 会員数 433 名	19 サークル 会員数 450 名

⑤ 子育てサロン（福祉課）

地域の主任児童委員を中心に子育て中の親子が一緒に遊んだり話したりしながら情報交換する場として、子育てサロンの神島田地区における設置を図ります。

目標（値）

項 目	平成 16 年	平成 21 年	目標（値） 平成 26 年
子育てサロン	1 か所	1 か所	2 か所

⑥ 子育て支援ボランティアの育成（社会福祉協議会）

ボランティアに関する活動支援、情報提供、事業委託などを進めることによって、ボランティアの育成及び活動の充実を図ります。

（4）児童の健全育成

地域社会における児童数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成にマイナスとなるため、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる放課後や週末等の居場所づくりを推進します。

児童の健全育成の拠点施設の一つである児童館では、子育て家庭が気軽に利用できる自由な交流の場として、絵本の読み聞かせや食事セミナーの開催等、親子のふれあいの機会を充実します。また、児童館は地域における中学生・高校生の活動拠点として、その積極的な受入れと活動の展開を図ります。

さらに、児童の健全育成を図るために、児童館、公民館、学校等の社会資源及び主任児童委員、児童委員、子育てに関する活動を行うNPO、地域ボランティア、子ども会、自治会等による取り組みを充実します。

① 児童館の整備（児童課）

児童館の整備については、前期計画で平成24年度目標4ヶ所としていましたが、財政状況などから目標の達成が見込めません。また、後期計画期間内でも大変厳しい状況にあり、平成26年目標については現状どおりとしています。

児童館を含む多機能施設は、子育て支援、児童健全育成の拠点として中学校区ごとに必要と考えていますので、引き続き検討していきます。

目標(値)

項 目	平成16年	平成21年	目標(値) 平成26年
児童館の整備	1か所	1か所	1か所

② 各公共施設の活用(児童課)

地域全体でその地域の子どもの成長を見守っていくという意識を広めるために、公共施設を活用して、子どもが集まり、親が付き添い、地域の住民が共に遊び、学びながら交流を深める場を充実します。

③ おもちゃ図書館の充実(社会福祉協議会)

利用者のニーズにあったおもちゃを提供できるように、おもちゃ図書館を充実します。おもちゃ図書館の運営に、ボランティア活動に関心のある市民の参加を促し、おもちゃの修理やイベントの充実を図ります。

④ 学校開放事業(社会教育課)

市内全小中学校の運動場及び体育館をスポーツ活動の拠点として休日や夜間に利用できる学校開放事業を継続するとともに、適切な利用を啓発します。



2 職業生活と家庭生活との調和の推進

<現状と課題>

アンケート調査では、母親の就労状況はパートタイムを含めて就学前児童で約5割、小学校児童で65%強と、就労する母親は前回調査よりも増えてきていると考えられます。育児休業を利用した母親は約1割ですが、父親はほとんど取得しておらず、多くの家庭が仕事をしながら子育てをしているのが実態です。

仕事と子育てを両立させる上で大変なことは、「自分や子どもが病気の時、面倒をみってくれる人がいない」が4割前後で最も多く、次いで「子どもと接する時間が少ない」がともに3割前後となっています。両立させるために企業に求めるものは、「子どもが病気やけがの時に休暇が取れる制度」や「子どもの行事に参加できる休暇制度」を望む親が非常に多く、一時的な保育や企業における休暇制度などの充実が求められます。

<方針>

仕事を持つ女性が結婚や出産後も仕事を続けたいと思っても、夫の家事・育児の協力が不十分なことや、保育サービスの不足等で女性が働き続けられる環境が整っていないため、仕事を続けることをあきらめたり、結婚や出産をためらう状況がみられます。仕事と生活の両立・調和が重要な課題であり、男性も積極的に子育てができるような働き方の見直しや、男性も女性も子育てしながら働きやすい職場環境の整備を促すとともに、保育サービスの充実を図ります。



＜施策の方向性＞

(1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

男性を含めたすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、「働き方の見直し」を促します。

また、仕事優先の意識や、固定的な性別役割分担の意識に基づいた職場の慣行などの、働きやすさを阻害する要因を解消するため、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を進めます。

① 仕事と子育ての両立のための広報・啓発・情報提供（産業振興課）

男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法等について関係法令について、広報・PRを充実して周知を図ります。

② ハローワーク等関係機関との連携（産業振興課）

関係機関と連携して、雇用及び労働条件の改善を事業者に促します。雇用情報にアクセスしやすいように、市ホームページからのハローワークへのリンクを検討します。

(2) 仕事と子育ての調和の推進

保育サービス及び放課後児童健全育成事業や、ファミリー・サポート・センターの充実を図ります。

① 延長保育事業（児童課）	再掲：30 頁
② 一時預かり事業（児童課）	再掲：30 頁
③ 病児・病後児保育事業（児童課）	再掲：30 頁
④ 休日保育事業（児童課）	再掲：30 頁
⑤ 放課後児童健全育成事業（児童課）	再掲：28 頁
⑥ ファミリー・サポート・センター事業（児童課）	再掲：28 頁

Ⅲ 子育てを地域で支える環境づくり

1 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

<現状と課題>

アンケート調査において、親が悩んでいることや気になることについて、小学生保護者を中心に「子どもの教育に関すること」や「友だちづきあい（いじめ等を含む）に関すること」が多くなっています。教育環境をよくしていくために必要なこととして「基本的な学力内容を中心とした授業の充実」「自ら課題を見つけ解決していく能力をつける授業の充実」「少人数指導授業の充実・少人数学級の拡大」などが高くなっており、学校の環境に関して改善・充実を求めているようです。

<方針>

これまでの少子化や核家族化の影響により、兄弟姉妹が少なかったり、地域性が希薄になったりしたことで隣近所との繋がりが弱まったため、乳幼児とのふれあいを経験せずに成長し、そのまま親となるケースが増えています。このような親の場合、育児に不安を持つケースが増える可能性が高くなっています。

子どもの頃から乳幼児とふれあい、子どもを育てることや家庭の大切さなどを理解するとともに、豊かな人間性を育むことが重要となります。

また、近年の就労形態の多様化に伴い、仕事に関する関心も薄れつつあります。そこで、職場体験や就業実習などにより、仕事への理解と社会性の向上を図ることも重要です。



＜施策の方向性＞

(1) 次代の親の育成

男女が協力して家庭を築くことや、男女がその個性や能力を十分に発揮することができる社会の必要性について、広報、啓発を行います。

家庭を築き、子どもを産み育てたいと思う男女が、その希望を実現することができるようにするため、地域社会の環境整備を進めます。

特に、中学生、高校生等が、子どもを産み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを、理解できるようにするため、保育所（園）、幼稚園、児童館等を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げます。

① 男女共同参画意識の啓発（人権推進課）

性別による固定的な役割分担意識にとらわれることのない男女共同参画社会の実現にむけて、広報やパンフレット、男女共同参画に関する講座や男性を対象にした料理講座の開催など、さまざまな方法により啓発活動を継続して行います。また、市のホームページなどを通して、子育てや介護等の支援情報や女性の再就職・起業等に必要な情報を提供します。

② 積極的なボランティアの受け入れや職場体験の受け入れ（児童課・学校教育課）

保育所（園）、幼稚園、児童館等で中学生・高校生を受け入れて、乳幼児とふれあう機会の実践教室を実施します。また、中学校期における様々な職場での体験活動の推進と「職業」と「仕事」に対する意識の啓発を行います。

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、次のような取り組みにより、学校の教育環境等の整備を進めます。

① 確かな学力の向上（学校教育課）

子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等まで含めた確かな学力を身に付けさせることが重要です。

このため、子ども、学校や地域の実態を踏まえて創意工夫し、現在全校で実施している少人数指導など子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実、ボランティアティーチャーや地域の伝統文化を継承する方などの外部人材の協力による学校の活性化等の取り組みを推進します。

ア 要保護・準要保護就学援助事業

小・中学校に通学させるのに経済的な理由で困っている世帯に対し、給食費・学用品費等の援助を行います。

イ 外部人材の活用

外部人材を活用した学校教育の充実を図ります。

目標(値)

項目	平成16年	平成21年	目標(値) 平成26年
外部人材の活用	小7/8校 中2/4校	全校で実施	継続して実施

ウ 外国語指導助手（ALT）の活用

ALTの全市立小学校への派遣日数を増やす等充実を図ります。

目標(値)

項目	平成16年	平成21年	目標(値) 平成26年
外国語指導助手（ALT） の活用	中学校のみ	全中学校に1名ずつ配置 全小学校に月に1週間1 名ずつ派遣	小学校への派遣の充 実

② 豊かな心の育成（学校教育課）

豊かな心をはぐくむため、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、子どもの心に響く道徳教育の充実を図ります。また、地域と学校との連携・協力を高め、規律意識の向上につながる体験活動を推進します。

さらに、いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制の強化、学校、家庭、地域及び関係機関との間のネットワークづくり等を整備します。

ア 適応指導教室（学校教育課）

児童科学館にて、児童・生徒及び保護者を対象に相談事業を実施します。また、必要に応じて訪問相談事業の実施を検討します。

目標(値)

項目	平成16年	平成21年	目標(値) 平成26年
適応指導教室	指導員2名を配置	指導員2名、嘱託員 1名を配置	活用の促進

イ スクールカウンセラー（学校教育課）…………… 再掲：22頁

ウ 学校での相談体制の充実（学校教育課）…………… 再掲：22頁

③ 健やかな体の育成（社会教育課）

生活習慣の乱れや肥満の増加等の現代的課題に起因する子どもの体力低下傾向に歯止めをかけるため、子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲や能力を育成するため、優れた指導者の育成や確保、指導方法の工夫及び改善、ニュースポーツの導入等を進め、地域のスポーツ活動を充実します。また、平日にもスポーツができるよう、活動拠点の確保を支援します。

ア 幼児体操クラブ（児童課）

就学前の親子が講師の指導のもと、児童館で体を動かすことを中心とした親子の触れ合い方を学びます。

イ 親子水泳教室（社会教育課）

多くの市民が幼い世代から水に親しむことができるよう、指定管理者と協議のうえ親子で水遊びの仕方や楽しさを学ぶ場を提供します。

ウ ウォーキング事業（社会教育課）

体育指導員の協力を得て、ウォーキングイベントを開催し、家族で一緒に汗を流す体験を共有する場を提供します。

エ 親と子のソフトボール大会（社会教育課）

市内在住・在勤の母親と小学4年から6年までの子どもで構成するチームによるソフトボール大会を通じて親世代と子世代の交流を促すとともに、参加チームの拡大を図ります。

④ 特色ある学校づくり（学校教育課）

学校評議員体制の活用等により、地域及び家庭と学校との連携・協力を図ることや、地域の実情に応じ、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めます。

ア 学校評議員の活用

学校側と地域の一般住民で幅広い分野から児童・生徒に何らかの形で関わりがあり、教育に関する理解および識見を有し選出された評議員が、学校運営や学校と地域社会との連携のあり方等について話し合う場として評議員会を全学校で年2回程度実施しており、今後もさらなる充実を図ります。

⑤ 幼児教育の充実（児童課・学校教育課）

幼児教育の充実のため、誰でも幼児教育が受けられるように支援していくとともに、各地域の実情を考慮した、幼稚園における子育て支援の充実、幼稚園や保育所（園）と小学校との連携を推進します。

ア 幼稚園就園奨励費補助事業（学校教育課）

子どもが幼稚園に就園する保護者に対する経済的負担の軽減を図ります。

目標（値）

項目	平成16年	平成21年	目標（値） 平成26年
幼稚園就園奨励費補助事業	各世帯の市民税額を 基に補助	各世帯の市民税額を 基に補助	国基準に基づき継続

イ 私立幼稚園授業料補助事業（学校教育課）

幼稚園児の保護者に対し、公私立園間における保護者負担の格差是正、幼稚園教育振興のため補助を行います。

目標(値)

項目	平成16年	平成21年	目標(値) 平成26年
私立幼稚園授業料補助事業	アの対象外で私立幼稚園に就園している者に補助	アの対象外で私立幼稚園に就園している者に補助	適正な補助額の検討

ウ 保育所(園)・幼稚園と小学校の連携(児童課・学校教育課)

市内の保育所(園)、幼稚園、小学校の連携をさらに強化し、教育環境の充実をめざします。

エ 幼稚園と保育所(園)の連携強化(児童課・学校教育課)

幼稚園と保育所(園)がそれぞれの機能を重ね合わせながら子育て支援事業を推進して実施していくため、合同研修会の開催、施設の共有化など地域の実情や需要に応じた連携の促進に努めます。

目標(値)

項目	平成16年	平成21年	目標(値) 平成26年
合同研修会	保育所(園)と公立幼稚園で2回実施	保育所(園)と幼稚園で2回実施	市内全域の幼稚園・保育所(園)を含めて回数を増加

(3) 家庭や地域の教育力の向上

子どもを地域社会全体で育てる観点から、学校、家庭及び地域の連携の下に家庭や地域における教育力を総合的に高める必要があります。

① 家庭教育への支援の充実(児童課・社会教育課)

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、基本的倫理観や社会的なマナー、自制心、自立心等を育成する上で重要な役割を果たすものです。

そこで、育児不安や児童虐待の背景として、近年の都市化、核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化等に伴う家庭の教育力の低下が指摘されていることを踏まえ、「こんにちは赤ちゃん事業」での面談や公民館等の社会教育施設、乳幼児健診、就学時健診等多くの親が集まるあらゆる機会を活用し、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報提供を行い、家庭の教育力向上をめざします。

ア 小学校区家庭教育推進事業(社会教育課)

家庭教育推進地区の指定期間終了後も各地区の家庭教育を推進強化し、地域の繋がりの再生を図る団体の支援を継続します。

イ 親子ロードショー(社会教育課)

指定管理者と協議のうえ、親子共通の話題となる劇場版のアニメ作品の上映を行います。また、夏休みの「おいまつシネマ」についても継続して開催します。

ウ 家庭教育学級（社会教育課）

保育所（園）・学校の保護者を対象とした家族のあり方や親子のふれあいについて等を学ぶ場として各園・校、公民館で実施しており、今後も継続していきます。

エ おはなし会（社会教育課）

絵本等を子に読み聞かせることの重要性やちょっとしたコツを楽しく学ぶ機会を、春・秋の読書週間や土曜日の午後に図書館で提供します。また、おはなし会の参加者による読み聞かせグループの設立及び活動を支援します。

オ 児童科学館教室事業（社会教育課）

天文等科学分野の工作や星空観望機会を通じて、親子のふれあいを図る場として、四季の星空教室や工作、企画展示等を実施します。

カ 育児講座（児童課）

子育てに対する父親の参画を促すことに重点を置きつつ、楽しみながら子育てに向き合えるよう専門家による講演会を開催します。

キ 人権問題学習講座家庭教育コース（人権推進課）

各家庭で人権感覚が高められる教育や子育てが実践されるよう、小・中学生の保護者を対象とした学習講座を開催します。

② 地域の教育力の向上（社会教育課）

子どもが、自分で課題を見つけ、自ら学び主体的に判断して行動し、よりよく問題を解決する力や、他人を思いやる心や感動する心等の豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を備えた生きる力を、学校、家庭及び地域が相互に連携しつつ社会全体で育んでいくことが必要です。

地域住民や関係機関等の協力によって、自然環境等の教育資源を活用した子どもの多様な体験活動の機会の充実、世代間交流の推進及び学校施設の地域開放、総合型地域スポーツクラブの整備、スポーツ指導者の育成等子どもたちの多様なスポーツニーズに応える地域のスポーツ環境の整備を図ること等により、地域の教育力を向上させます。

ア 総合型地域スポーツクラブの活動支援（社会教育課）

多種多様なスポーツやレクリエーションが親子で気軽に参加できるスポーツクラブの活動を支援し、クラブ仲間との地域交流の場として、また体育指導委員の指導による体力づくりや健康づくりに役立っています。今後は活動内容を充実させ、指導者の確保や会員数の増加を図り自主的な運営をめざします。

イ 放課後子ども教室（社会教育課）

子どもたちの放課後の居場所づくりを目的に地域の方と学習、交流、様々な体験をして健やかな成長をサポートします。平成21年度は市内2小学校で実施し、将来的には市内全小学校での実施を予定しています。

ウ つしまおやこワクワク体験活動フェスティバル（社会教育課）

家庭でのコミュニケーションを活発にするきっかけとなるよう、親子の共通体験の機会を提供することを目的に、青少年がさまざまな社会体験や、自然体験活動をワークショップ、あそび、工作など、様々な体験コーナーを親子で一緒に体験していただく場を提供します。また、イベントを通して、この地域におけるボランティア団体や青少年育成の輪を広げることも目的に開催します。

（４）子どもを取り巻く有害環境対策の推進

街中の一般書店やコンビニエンスストア等で、性や暴力などに関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等が販売されていることに加え、テレビ、インターネット等のメディア上の性、暴力等の有害情報については子どもに対する悪影響が懸念される状況であることから、関係機関・団体やPTA等の地域住民と連携・協力をして、関係業界に対する自主的措置を働きかけます。

① 青少年問題協議会の開催（社会教育課）

関係機関の代表が年1回集まり、情報交換や事例を報告し合うことで、多様化・深刻化する青少年の問題行動の未然防止に努めます。

② 各種街頭啓発活動の推進（社会教育課）

社会が青少年に与える悪影響に対し、周囲の大人たちが責任を持って防ぎ守る意識の啓発について、県や関係機関と協調・連携しながら実施します。

IV 親と子の健康支援

1 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

<現状と課題>

子どもを産み、健やかに安心して育てていくためには、子どもや保護者が健康を維持促進していくことが重要であり、そのためには早期からの健康教育や健康相談による支援が必要です。アンケート調査の結果においても、日常悩んでいることや気になることで「食事や栄養に関すること」や「病気や発育・発達に関すること」を挙げる保護者が特に就学前児童の保護者に多くなっています。

本市では、各種健康診査、家庭訪問、相談、教室など、思春期や妊娠期、子育て期に関する様々な事業を実施しています。アンケート調査では、乳幼児健康診査の評価は「普通」が最も多く、次いで「ほぼ満足」が多くなっているため、概ね評価されていますが、今後さらなる充実をめざしていくこととなります。

<方針>

母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進を図る観点から、保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携を図りつつ、地域における母子保健施策等の充実を図ることが必要です。



<施策の方向性>

(1) 子どもや母親の健康の確保

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健康診査、家庭訪問、パパママ教室等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図るとともに、育児不安の解消等を図るため、乳幼児健康診査の場を活用した親への相談指導等の実施や児童虐待の発生子防の観点を含め、妊娠期から継続した支援体制を整備します。

また、乳幼児健康診査等の場を通じて、誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもの事故の防止のための啓発等の取り組みを進めます。

妊娠及び出産の経過に満足することが良い子育てにつながることから、安全かつ快適であるとともに主体的な選択が可能であるなど、母親の視点からみて満足できる「いいお産」の適切な普及を図ることから、妊婦に対する出産準備教育や相談の場の提供等を行います。

母性の健康の確保を図る必要があることから、妊娠前からの適切な食生活の重要性を含め、妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供を進めます。

予防接種は、ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄膜炎（ポリオ）、麻疹（はしか）、風疹、日本脳炎、結核の発生及びまん延を防止するため、主に乳幼児を対象として定期予防接種を実施します。

① 健康診査（健康推進課）

妊婦・乳幼児の健康診査を実施するとともに、受診率のさらなる向上に努めます。

目標（値）

項目	平成16年	平成21年	目標（値） 平成26年
妊婦健康診査（医療機関委託）の受診率	1回目：99.2% 2回目：93.9%	93.9% 88.5%	100% 100%
乳幼児健康診査の受診率	4か月児：94.9% 1歳6か月児：95.1% 3歳児：89.6%	99.1% 96.1% 91.5%	100% 100% 100%

平成16年は平成15年度の受診率、平成21年は平成20年度の受診率です。

② 歯科健康診査（健康推進課）

妊婦・乳幼児の歯科健康診査を実施するとともに、受診率の向上に努めます。

目標（値）

項目	平成16年	平成21年	目標（値） 平成26年
妊婦歯科健康診査の受診率	15.7%	13.0%	増加
3歳でむし歯のない児の割合	78.3%	85.2%	90.0%以上
3歳までにフッ化物塗布を受けたことがある児の割合	66.5%	91.1%	92.0%以上
定期的な歯科医院への通院（治療は除く）をしている3歳児の割合	26.3%	46.0%	増加
甘いおやつや飲み物を1日3回以上食べる習慣のある3歳児の割合	18.8%	16.8%	減少

平成16年は平成15年度の値、平成21年は平成20年度の値です。

③ 教育（健康推進課）

妊娠期から子育て期における情報の提供・啓発・参加者の交流を実施します。また、各種教室の内容の充実を図るとともに、妊婦へのPRを行い受講率の向上に努めます

目標（値）

項目	平成16年	平成21年	目標（値） 平成26年
パパママ教室参加者の割合	11.9%	9.1%	50.0%
妊娠中の喫煙率	11.0%	6.0%	0%

平成16年は平成15年度の値、平成21年は平成20年度の値です。

④ 訪問・相談（健康推進課）

妊娠・出産・育児に関する相談を実施し、子育てにおける不安や負担の軽減を図ります。また、各種相談の実施状況をPRし、相談件数の向上に努めます

⑤ 予防接種の推進（健康推進課）

三種混合・MR混合・BCGの適切な年齢での接種を推進するとともに、接種率のさらなる向上に努めます。

目標（値）

項目	平成16年	平成21年	目標（値） 平成26年
6か月までにBCGの予防接種を終了している児の割合	87.6%※1	99.8%	95.0%以上
1歳6か月までに三種混合（1期初回3回）の予防接種を終了している児の割合	86.0%	88.8%	95.0%以上
1歳6か月までにMR混合（1期）の予防接種を終了している児の割合	78.5%※2	88.1%	95.0%以上

平成16年は平成15年度の値、平成21年は平成20年度の値です

※1 平成16年は1歳までに接種している児の割合

※2 平成16年は麻疹の予防接種の接種率

⑥ 子ども医療費支給事業（保険年金課）

乳幼児の福祉増進を図るための医療費の助成について、今後も継続して実施します。

(2) 思春期保健対策の充実

思春期からの健康的な生活習慣を身につけられるようにするとともに、喫煙や飲酒が健康に及ぼす影響を理解して自分で判断できるようにします。また、男女の性を尊重し、生命の大切さを理解し、正しい知識を持って、自分の意思で望まない妊娠や性感染症を予防できるようにします。

また、保護者が思春期の子どもに対して正しい認識を持ち、家庭内で性と性感染症について話し合ったり、子どもの相談に応じることができるようにします。

欠食の食習慣の乱れや思春期やせに見られるような心と身体の健康問題が子どもたちに生じてい

る現状では、正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図ることが必要です。

そこで、子どもの生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身につけさせるための健康教育を推進します。

① 思春期保健事業（健康推進課・学校教育課）

学校やP T Aと連携をとりながら対象を全小中学校に拡大し、児童・生徒・保護者へ健康教育や情報提供を実施します。

目標（値）

項 目	平成 16 年	平成 21 年	目標（値） 平成 26 年
一人あたり平均むし歯数（12 歳）	1.1 本	1.0 本	1.0 本以下

（3）小児医療の充実

小児医療体制は、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、市民病院・医師会との連携を図り、医療の質の向上に努めます。

小児救急医療については、医療圏域の2病院（津島市民病院・海南病院）や関係機関との連携の下、情報提供に努めます。



資料編

資料1 策定経緯

年 月	開催・実施事項	内 容
平成21年1月 ～2月	アンケート調査	・就学前児童・小学生の保護者を対象に実施
7月	第1回連絡会議	・会長及び副会長の選出 ・後期計画の概要について説明 ・アンケート結果について報告 ・策定スケジュールについて説明
	第1回地域協議会	・会長及び副会長の選出 ・後期計画の概要について説明 ・アンケート結果について報告 ・策定スケジュールについて説明
	第1回作業部会	・会長及び副会長の選出 ・策定スケジュールについて説明 ・前期計画の進捗状況の確認 ・アンケート結果について報告
8月	第2回作業部会	・前期計画の目標達成状況と課題の確認 ・新規計画の検討 ・目標事業量の検討
9月	第2回地域協議会	・前期計画の達成状況と課題の説明 ・後期計画の理念と目標の説明
11月	第3回作業部会	・計画素案の検討
	第2回連絡会議	・計画素案の検討
	第3回地域協議会	・計画素案の検討
平成22年1月	第4回地域協議会	・計画案の検討
2月	市民からの意見募集	・2月1日から15日まで募集
	第3回連絡会議	・計画案の検討
	第5回地域協議会	・計画の決定
4月～	後期計画の開始	

資料2 津島市次世代育成支援対策地域協議会要綱

津島市次世代育成支援対策地域協議会要綱

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第21条の規定に基づき、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、津島市次世代育成支援対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 津島市次世代育成支援行動計画（以下「行動計画」という。）の実施に係る進捗状況、課題その他行動計画の実施に関すること。
 - (2) その他次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置に関すること。
- 2 前項に定めるもののほか、協議会は、行動計画の策定及び見直しに関する事項について、市長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
 - (2) 別表に掲げる団体及び機関の代表者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会においては、会長が議長となる。
- 3 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議の議事及び会議録は原則として公開とする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉部児童課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関する事項は、協議会が定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

資料3 津島市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

委 員	名 前	備考
愛知県海部児童・障害者相談センター長	玉 腰 敏 康	
津島市社会福祉協議会長	横 江 好 明	
津島市民生児童委員連絡協議会代表	山 内 多津子	
津島市小中学校校長会代表	鈴 木 孝	
津島市PTA連合会代表	片 山 博 之	
津島市子ども会連絡協議会代表	森 本 正 詩	
津島市保育協会代表	沢 田 里 美	副会長
津島市私立幼稚園連絡協議会代表	山 田 雄 司	
津島市私立保育園父母の会代表	森 田 ゆかり	
津島市私立幼稚園PTA代表	後 藤 典 子	
津島市学童保育保護者代表	谷 口 雅 子	
津島市ファミリー・サポート・センター代表	清 水 葉 子	
子育て中の保護者が子育て支援のため自主的に活動する団体代表	伊 藤 早 苗	
障がい児の福祉の向上のため活動する団体代表	宮 城 葉 子	
学識経験者	林 陽 子	会長

平成 22 年3月

津島市次世代育成支援後期行動計画

発行：〒496-8686 愛知県津島市立込町2丁目 21 番地
津島市健康福祉部児童課 電話 0567-24-1111 (代)